

茨城県農林水産部建設工事等電子入札実施要領

目次

第1章 総則

第2章 建設工事

第1節 共通事項

第2節 一般競争入札

第3節 政府調達に関する協定に係る一般競争入札

第3章 建設コンサルタント業務

第4章 雑則

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県が発注する建設工事の請負及び工事に係る建設コンサルタント業務の委託に付する手続きを茨城県建設工事等電子入札システムにより行う場合において、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号。以下「工事執行規則」という。）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号。以下「業務執行規則」という。）と、茨城県営森林土木工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第28号。）、茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第26号。）及び茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第23号。以下「監督規程」という。）その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「システム」とは、建設工事の請負及び工事に係る建設コンサルタント業務の委託に付する手続きのうち入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務をコンピュータとネットワーク（インターネット）を使用して処理する電子情報処理組織をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領における用語の意義は、監督規程第2条各号の定めるところによる。

第2章 建設工事

第1節 共通事項

(入札通知)

第3条 主管課長又は所長（茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程第2条第3号の支所長を含む。以下「主管課長等」という。）は、監督規程第7条の規定に基づく指名

業者決定の通知を受けたときは、電子入札による場合には、監督規程第 9 条の規定にかかわらず、システムにより当該指名業者に通知するものとする。

- 2 主管課長等は、前項の規定に基づく入札の通知が困難な場合には、書面によることができる。なお、この場合においては、監督規程第 9 条の規定を適用するものとする。
- 3 主管課長等は、入札日までに茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた者がある場合には、システムに指名取消しの登録をした上で、当該指名業者に書面により通知するものとする。
- 4 主管課長等は、電子入札による場合には、当該入札の注意事項等については、工事入札通知書（監督規程様式第 9 号）裏面に代えて、別記 1 を参照させることにより通知するものとする。

（入札参加者の事後公表）

第 4 条 電子入札による場合には、入札参加者の商号又は名称は、入札後に公表する。

（設計図書の取扱い）

- 第 5 条 主管課長等は、電子入札による場合において、電磁的方法により設計図書（監督規程第 4 条第 1 項で定めるところによる。）を配布することが困難な場合には、その全部又は一部をその指定する印刷店（以下「指定印刷店」という。）に貸出しするものとし、指定印刷店に貸し出された設計図書については、入札参加者にその写しを購入させるものとする。
- 2 主管課長等は、設計図書を指定印刷店に貸出しする場合には、別記 2 の例により指定印刷店と覚書を取り交わすものとする。
 - 3 主管課長等は、指定印刷店の商号又は名称を入札の通知に記載して周知するものとする。

（予定価格等の登録）

- 第 6 条 主管課長等は、電子入札による場合には、財務規則第 145 条（第 154 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく予定価格のうち財務規則付則第 7 項の規定の適用を受ける入札については、入札の通知を行う前に、それ以外の入札については、開札時にシステムに登録するものとする。
- 2 主管課長等は、電子入札による場合には、次の各号に掲げる金額のいずれかを設定したときには、開札時にシステムに登録するものとする。
 - (1) 財務規則第 147 条第 1 項（第 154 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格
 - (2) 財務規則第 147 条第 2 項（第 154 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく基準に係る価格（以下「調査基準価格」という。）

（入札書）

第7条 主管課長等は、電子入札による場合には、工事執行規則第5条第1項の規定にかかわらず、入札参加者に入札書をシステムにより提出させるものとする。

2 主管課長等は、前項の入札書について、入札執行日の前日（当該前日が茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）である場合には、入札執行日の直前でかつ休日とならない日とする。）のあらかじめ指定した時間までに到達することとしなければならない。

3 主管課長等は、電子入札による場合には、入札書の受領期間を前項の規定に基づく提出期限の日を含め3日間程度設定するものとする。

4 入札書が提出された時点は、入札金額その他の所定の情報が主管課長等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録がなされたときとして取扱うものとする。

5 前項の規定は、システムによる申請、届出その他が提出された時点について準用する。

（提出書類）

第8条 主管課長等は、電子入札による場合には、入札参加者に次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。なお、(1)については、前条の規定に基づく入札書とともにシステムにより提出させるものとし、(2)については、入札後、落札候補者になった者にのみ提出を求めるものとする。

(1) 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成したもの）

(2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号））別記様式第25号の15））の写し。総合評定値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し。（ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上）に限る。建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等を除く。）

（書面による入札）

第9条 主管課長等は、入札参加者に主管課長等の承認を得させた上で、入札書を書面（電子メールで提出されたものを含む。）により提出させること（以下「紙入札」という。）ができる。なお、この場合においては、工事執行規則第5条の規定を適用するものとする。

2 主管課長等は、前項の規定に基づき紙入札を承認した入札参加者がある場合には、当該入札を郵送又は電子メールにより行わせるものとする。なお、郵送による入札においては、監督規程第10条第2項の規定に基づき、前項の入札書について、書留郵便に付して別記3-1により発送させ、かつ、入札執行日の前日までに到達することとしなければならない。また、電子メールによる入札においては、別記3-2により提出させ、かつ、入札執行日の前日までに到達することとしなければならない。

- 3 主管課長等の電子計算機の不具合等により電子入札の続行が困難である場合には、その指示により入札参加者に紙入札を行わせるものとする。なお、この場合においては、入札を持参により行わせるものとし、工事執行規則及び監督規程の規定を適用するものとする。
- 4 主管課長等は、紙入札を持参により行う者がある場合には、入札執行日時に入札書を提出させるものとする。

(入札の辞退)

- 第 10 条 主管課長等は、入札参加者が当該入札を辞退する場合には、システムにより辞退届（様式第 10 号）を提出させるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、書面（別記 4）により提出させることができる。
- 2 前項の届出は、入札参加者が入札書を提出するまではいつでもさせることができる。
 - 3 第 7 条第 3 項に規定する入札書提出の締切り時点までに入札書提出の記録が確認されない場合には、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
 - 4 主管課長等は、入札参加者が入札書を提出した後に、当該入札の参加資格を失った者がある場合には、入札を執行するまでに書面（別記 4）を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付させるものとし、緊急やむを得ないと認められる場合には、電話及びファクシミリにより連絡させた上で、速やかに書面を提出させるものとする。届出のあった当該参加資格喪失者の入札は無効として取扱うものとする。
 - 5 前項の規定は、配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できないとの理由により参加資格を失った者がある場合に準用する。ただし、この場合において提出させる書面については、従前どおりとする。

(現場説明会)

- 第 11 条 電子入札による場合には、現場説明会は行わないものとする。

(見積期間)

- 第 12 条 電子入札による場合には、建設業法施行令第 5 条の 9 の規定に基づく見積期間は、入札書提出の締切日の前日から起算するものとする。なお、この場合においては、休日及び 8 月 13 日から 15 日までは含まないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一件の予定金額が 500 万円に満たない工事については、見積期間は 5 日以上（休日及び 8 月 13 日から 15 日までを含まない。）として取扱うものとする。

(開札)

- 第 13 条 主管課長等は、当該入札において、紙入札を承認した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

- 2 主管課長等は、工事費内訳書を別に定める確認方法により開札と同時に確認するものとする。
- 3 主管課長等は、開札時に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、全ての入札書がシステムにより提出されている場合は、立ち会いを省略することができる。
- 4 前項の職員は、立ち会いを証するため別記5を作成しなければならない。

（再度の入札）

第14条 主管課長等は、財務規則付則第7条の規定の適用を受けない入札の結果、落札者が決定しない場合に行う再度の入札をシステムにより行うことができる。

- 2 前項の場合において、入札執行回数は、初回の入札を含めて2回を限度とするものとする。
- 3 主管課長等は、初回の入札に参加しなかった者又は無効となった者を再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

（最低額の同額の取扱い）

第15条 主管課長等は、落札となるべき同一金額の入札をした者（総合評価方式の場合は同一の評価値となったもの）が2者以上あるときは、監督規程第13条の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年法律第16号。以下「令」という。）第167条の9（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づくくじ引きの手続きをシステムにより行うことができる。

- 2 前項の規定に基づくくじ引きの手続きが困難な場合には、主管課長等が指定する場所及び日時において、監督規程第13条の規定に基づくくじ引きの手続きを行い、落札者を決定するものとする。

（入札結果登録）

第16条 主管課長等は、電子入札による場合には、監督規程第14条の規定にかかわらず、入札結果登録（様式第15号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

（低入札価格調査）

第17条 主管課長等は、電子入札による場合には、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札参加者に対して当該入札が保留となった旨をシステムにより通知するものとする。

- 2 主管課長等は、前項の場合における調査の結果について、システムにより入札参加者に通知するものとする。
- 3 主管課長等は、前条の規定に基づく入札結果登録（様式第15号）により前項までの調査の経過を明らかにしておくものとする。

(入札の無効)

第 18 条 電子入札による場合には、財務規則第 148 条及び監督規程第 15 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

- (1) 工事費内訳書の提出のない者が入札をした場合
- (2) 主管課長等の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (3) 同一の案件においてシステムによる入札と紙入札をした場合
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

第 2 節 一般競争入札

(入札の公告)

第 19 条 主管課長等は、令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づく入札の公告（以下「公告」という。）を入札公告例（別記 6）に準じて作成して行うものとする。

(公告期間)

第 20 条 電子入札による場合には、財務規則第 142 条第 1 項及び第 149 条の規定に基づく公告の期間は、入札書提出の締切日の前日から起算するものとする。なお、この場合においては、休日は含まないものとする。

(一般競争入札共通事項説明書の提示)

第 21 条 主管課長等は、電子入札による場合には、第 19 条に基づく入札公告と併せ、一般競争入札共通事項説明書（別記 7）を提示するものとする。なお、交付の方法については、一般競争入札実施要領（以下この節において「要領」という。）第 5 条第 1 項の規定に準じて行うとともに、電磁的方法によることができる。

(設計図書の取扱い)

第 22 条 設計図書の取扱いについては、要領第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、第 5 条の規定によるものとする。

2 前項の場合において、第 5 条第 3 項の規定中「入札の通知」とあるのは、「公告」と読み替えて適用するものとする。

(申請書等の提出方法等)

第 23 条 電子入札による場合には、要領第 6 条の規定に基づく申請書及び資料（以下この節において「申請書等」という。）の提出、同第 11 条の規定に基づく競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明及び設計図書に対する質問並びに回答をシステムにより行うものとする。

- 2 主管課長等は、入札に参加しようとする者にやむを得ないと認められる理由がある場合には、主管課長等の承認を得させた上で、申請書等の全部を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出させることができる。なお、この場合における申請書等の提出期限は、システムにより提出する者と同一日とするものとする。
- 3 前項の場合においては、要領第 6 条及び第 11 条の規定を適用するものとし、設計図書に対する質問については、ファクシミリ又は電子メールにより受付けるものとする。

（一般競争入札における特例）

- 第 24 条 電子入札による場合には、要領第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、競争参加資格の確認は、入札前に行わない。また、同条第 2 項の規定にかかわらず、確認は、入札後に、落札候補者となった者に対してのみ、その者が競争参加資格の確認の申請を行った日現在をもって行うものとする。ただし、主管課長等が必要と認める場合には、入札に参加しようとする者に申請書等について説明を求めることができる。
- 2 主管課長等は、前項の場合においては、要領第 10 条の規定にかかわらず、競争参加資格の確認結果を通知しないものとし、要領第 12 条の規定にかかわらず、入札参加者に入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写しの提出を求めないものとする。
 - 3 主管課長等は、開札した後、最低価格入札者について競争参加資格の確認を行うものとし、最低価格入札者に参加資格があるときは、落札者とすることができる。ただし、この場合において、主管課長等は、当該入札執行日の直後に開かれる別に定める入札委員会に入札の結果を報告するものとする。
 - 4 主管課長等は、前項の場合において、最低価格入札者に参加資格がないと認められるときは、次位順位の順により競争参加資格の確認を行うものとする。
 - 5 主管課長等は、前項の規定に基づく確認の結果、最低価格入札者に参加資格がないとされた場合には、入札参加者に要領第 10 条の規定に基づき通知するものとする。
 - 6 主管課長等は、当該入札の調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、最低価格入札者の競争参加資格を確認し、参加資格があるときは、第 17 条の規定に基づき取扱うものとする。なお、この場合において、最低価格入札者に参加資格がないときは、次位順位の順により競争参加資格の確認を行うものとする。
 - 7 前項の場合における競争参加資格の確認については、第 3 項から第 5 項までの規定を適用するものとする。
 - 8 総合評価方式の事前審査方式による場合は、技術資料の審査及び評価が完了したことを、総合評価方式の事後審査方式による場合は、仮の評価が完了したことを、様式第 4 5 号により入札前に通知するものとする。
 - 9 総合評価方式による場合においては、第 3 項から第 7 項の最低価格入札者を評価値が最も高い者と読み替えるものとする。

（特定建設工事共同企業体における特例）

第 25 条 主管課長は、建設工事を特定建設工事共同企業体に請け負わせようとするときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該入札に係る競争参加資格の確認は、入札前に行うものとする。

2 前項の場合における公告の期間は、第 20 条の規定にかかわらず、入札書提出の締切日の前日（当該前日が休日である場合には、入札書提出の締切日の直前でかつ休日とならない日とする。）から起算して 40 日以上（休日を含む。）前の所定の期日とするものとする。

3 第 1 項の場合における申請書等の提出期限は、公告の日を含め 10 日から 12 日（休日を除く。）以上経過した後の所定の期日とし、申請書等の受領期間は、当該提出期限の日を含め 3 日間程度設定するものとする。

4 特定建設工事共同企業体の結成基準その他の審査に関する手続は、従前どおりとする。なお、この場合において、主管課長は、入札に参加しようとする者に当該審査にかかる書類を郵送（書留郵便に限る。）により提出させるものとする。

第 3 節 政府調達に関する協定に係る一般競争入札 （入札の公告）

第 26 条 主管課長は、電子入札による場合には、公告を標準公告例（別記 8）に準じて作成して行うものとする。

（公告期間）

第 27 条 電子入札による場合には、公告の期間は、第 20 条の規定にかかわらず、入札書提出の締切日の前日（当該前日が休日である場合には、入札書提出の締切日の直前でかつ休日とならない日とする。）から起算して 40 日（ただし、急を要する場合は 10 日）以上（休日を含む。）前の所定の期日とするものとする。

2 政府調達協定に関する協定に係る一般競争入札においては、第 24 条の規定に基づく一般競争入札における特例は適用しない。

（入札説明書の交付）

第 28 条 主管課長は、電子入札による場合には、入札説明書を標準入札説明書例（別記 9）に準じて作成して交付するものとする。なお、交付の方法については、政府調達に関する協定に係る一般競争入札実施要領（以下この節において「要領」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき行うとともに、電磁的方法によることができる。

（紙入札の特例）

第 29 条 主管課長は、政府調達協定に関する協定に係る入札において紙入札を承認する場合には、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、持参による入札を認めるものとする。なお、この場合において、入札書の提出期限は、第 9 条第 4 項の規定を適用するものとする。

(申請書等の提出方法等)

第 30 条 電子入札による場合には、要領第 6 条の規定に基づく申請書及び資料（第 3 項において申請書等という。）の提出、同第 10 条の規定に基づく確認結果の通知及び同第 12 条の規定に基づく仕様書等に対する質問並びに回答をシステムにより行うものとする。

2 前項の場合において、主管課長は、入札に参加しようとする者にやむを得ないと認められる理由がある場合には、申請書に添付する資料を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出させることができる。

3 主管課長は、入札に参加しようとする者にやむを得ないと認められる理由がある場合には、主管課長の承認を得させた上で、申請書等の全部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは電子メールにより、要領第 12 条の規定に基づく仕様書等に対する質問書については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくはファクシミリ若しくは電子メールにより提出させることができる。なお、この場合においては、要領第 6 条、第 10 条及び第 12 条の規定を適用するものとする。

(一般競争入札における規定に係る準用)

第 31 条 第 22 条（設計図書の取扱い）及び第 25 条（特定建設工事共同企業体における特例）の規定は、政府調達に関する協定に係る一般競争入札において準用する。

第 3 章 建設コンサルタント業務

(入札に関する規定の準用)

第 32 条 第 3 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条、第 13 条（第 2 項を除く。）から第 16 条まで及び第 18 条（第 1 号を除く。）の規定は、建設コンサルタント業務の委託について準用する。

2 電子入札による場合には、財務規則第 152 条第 2 項の規定に基づく見積期間は、入札書提出の締切日の前日から起算するものとする。なお、この場合においては、休日及び 8 月 13 日から 15 日までは含まないものとする。

第 4 章 雑則

(帳票の様式)

第 33 条 電子入札による場合には、別表第 1 の左欄に掲げるシステムから印刷出力した帳票を当該右欄に掲げる工事執行規則その他の規定による様式として扱うものとする。

2 電子入札による場合には、前項の規定に基づくシステムから印刷出力した様式を財務規則第 76 条第 1 項の規定に基づく支出負担行為に必要な主な書類として扱うものとする。

(随意契約による場合の準用)

第 34 条 第 4 条、第 5 条及び第 7 条、第 9 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定（第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 32 条第 2 項の規定は、随意契約による

場合において準用する。なお、この場合において、別表第2の左欄に掲げる条項の当該中欄に掲げる字句は、当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 2 主管課長等は、随意契約による場合には、見積書提出の相手方を選定したときはシステムにより通知するものとする。ただし、システムによる通知が困難である場合には、書面により通知することができる。なお、当該見積り合せの注意事項等については、別記1を参照させることにより通知するものとする。
- 3 随意契約による場合には、財務規則第156条の規定に基づく予定価格については、開札時にシステムに登録するものとする。
- 4 随意契約による場合には、第8条の規定は、第1号を除き準用する。なお、この場合においては、第18条第1号の規定は適用しないものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和3年1月18日から施行する。
- 2 主管課長等は、当分の間建設工事の請負に係る手続きにおいては、第5条の規定にかかわらず、設計図書を公共事業情報センター又は発注課（所）において閲覧に供することができる。
- 3 主管課長等は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等に係る入札においては、第8条の規定にかかわらず、工事費内訳書の提出を求めないものとする。なお、この場合においては、第18条第1号の規定は適用しないものとする。
- 4 主管課長等は、当分の間第34条の規定は適用しないものとする。
- 5 第3条、第15条、第16条及び第18条に規定する「監督規程第9条」、「監督規程第13条」、「監督規程第14条」及び「監督規程第15条」については、茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第26号。）については、それぞれ「監督規程第7条第2項」、「監督規程第14条」、「監督規程第15条」及び「監督規程第16条」に、第3条第4項に規定する工事入札通知書（監督規程様式第9号）及び別表第1、従前の様式欄「（監督規程様式第9号）」については、茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第23号。）については「（監督規程様式第12号）」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

システムから出力した帳票		従前の様式	
様式第 1 号	工事入札通知書、委託業務入札通知書	工事入札通知書、委託業務入札通知書	監督規程様式第 9 号
様式第 2 号	入札通知書受領確認書		
様式第 3 号	入札通知書受領確認書 受審確認通知		
様式第 4 号	入札書	入札（見積）書	工事執行規則様式第 1 号、業務執行規則様式第 1 号
様式第 5 号	入札書受信確認通知		
様式第 6 号	入札書受付票		
様式第 7 号	再入札通知書		
様式第 8 号	再入札書	入札（見積）書	工事執行規則様式第 1 号、業務執行規則様式第 1 号
様式第 9 号	再入札書受信確認通知		
様式第 10 号	辞退届		
様式第 11 号	辞退届受信確認通知		
様式第 12 号	辞退届受付票		
様式第 13 号	日時変更通知書		
様式第 14 号	入札締切通知書		
様式第 15 号	入札結果登録	入札書取書	監督規程様式第 13 号
様式第 16 号	入札結果通知書（落札時）		
様式第 17 号	入札結果通知書（保留又は取り止め時）		
様式第 18 号	競争参加資格確認申請書	競争参加資格確認申請書	政府調達協定に関する協定に係る一般競争入札実施要領別記様式第 1 号（その 1、その 2）、一般競争入札実施要領様式第 3 号（その 1、その 2）

システムから出力した帳票		従前の様式	
様式第 19 号	競争参加資格確認申請書受信確認通知		
様式第 20 号	競争参加資格確認申請書受付票		
様式第 21 号	入札期限通知書		
様式第 22 号	競争参加資格確認通知書	競争参加資格確認通知書	政府調達協定に関する協定に係る一般競争入札実施要領様式第 3 号、一般競争入札実施要領様式第 6 号
様式第 23 号 ～ 様式第 39 号	欠番		
様式第 40 号	見積依頼通知書		
様式第 41 号	見積書	入札（見積）書	工事執行規則様式第 1 号、業務執行規則様式第 1 号
様式第 42 号	見積書受信確認通知		
様式第 43 号	見積書受付票		
様式第 44 号	見積締切通知書		
様式第 45 号	評価完了通知書		
様式第 46 号	入札書取書	入札書取書	農林水産部総合評価方式試行要領様式第 11 号

別表第2

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	入札参加者 入札後	見積りに参加しようとする者 見積り合せ後
第5条	入札参加者 入札の通知	見積りに参加しようとする者 見積り合せの通知
第7条	入札参加者 入札書 入札執行日 入札金額	見積り参加しようとする者 見積書 見積り合せ執行日 見積り金額
第9条	入札参加者 入札書 紙入札 郵送による入札 当該入札 入札執行日（時）	見積りに参加しようとする者 見積書 紙見積り合せ 郵送による見積り合せ 当該見積り合せ 見積り合せ執行日（時）
第10条	入札参加者 当該入札 入札書 入札を辞退	見積りに参加しようとする者 当該見積り合せ 見積書 見積り合さを辞退
第12条	入札書	見積書
第13条	当該入札 紙入札 入札書 入札金額 当該入札事務	当該見積り合せ 紙見積り合せ 見積書 見積り金額 当該契約事務
第14条	入札 入札執行回数 初回の入札	見積り合せ 見積り合せ執行回数 初回の見積り合せ
第15条	落札 入札	随意契約 見積り
第16条	入札の経過	見積り合せの経過
第18条	入札 入札をした場合 紙入札 入札参加者	見積り合せ 見積書を提出した場合 紙見積り合せ 見積りに参加しようとする者
第34条第2項	入札書	見積書

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課（所）長

工 事 入 札 通 知 書 委託業務入札通知書

（先に申請のありました）下記の調達案件の指名競争入札の参加者として指名したので通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

入札開始日時

年 月 日 時 分

入札書提出締切日時

年 月 日 時 分

内訳書開封予定日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

入札保証金

契約保証金

調査基準/

最低制限価格区分

内訳書の提出

発注図書取得パスワード

注 1)

公共工事入札情報サービスシステム（URL： ）の「発注図書ダウンロード」にて
本案件を選択し、上記の「企業 I D」および「発注図書取得パスワード」を入力して発注図書をダウン
ロードしてください。

注 2)

入札に参加する場合は必ず「入札心得（URL： ）を参照し内容を確認してください」

* 下線部は、特定建設工事共同企業体の場合のみ。以下同じ。

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

入札通知書受領確認書

下記の調達案件に対する入札通知書を受領したことを回答します。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

- （注）
- 1）参加意思の有無に関わらず必ず提出してください。
 - 2）入札書提出締切日時

様式第 3 号

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

入札通知書受領確認書受信確認通知

入札通知書受領確認書は下記の内容で正常に送信されました。

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

申請日時

年 月 日 時 分

入札書

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

1 回目

締切日時

年 月 日 時 分

入札金額

円（税抜き）

くじ番号

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E_Mail

入札書受信確認通知

入札書は下記の内容で正常に送信されました。

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

1 回目

締切日時

年 月 日 時 分

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-Mail

受信日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課（所）長

入札書受付票

下記の案件について、下記の日時に入札書を受領しました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

入札執行回数

1 回目

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

再入札通知書

下記の案件について、再入札が実施される旨通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

2 回目

再入札受付開始予定日時

年 月 日 時 分

再入札締切予定日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

入札最低金額

円（税抜き）

最低価格企業名称

理由

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

再入札書

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

2 回目

締切日時

年 月 日 時 分

入札金額

円（税抜き）

くじ番号

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E_Mail

再入札書受信確認通知

入札書は下記の内容で正常に送信されました。

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

2 回目

締切日時

年 月 日 時 分

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-Mail

受信日時

年 月 日 時 分

辞退届

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

1 回目

締切日時

年 月 日 時 分

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-mail

辞退届受信確認通知

辞退届は下記の内容で正常に送信されました。

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

1 回目

締切日時

年 月 日 時 分

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-Mail

受信日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課（所）長

辞退届受付票

下記の案件について、下記の日時に辞退届を受領しました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

入札執行回数

1 回目

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

日時変更通知書

下記の案件について、日時の変更をしました。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

1 回目

入札（見積）受付開始日時

年 月 日 時 分

入札（見積）受付締切予定日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

理由

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

入札締切通知書

下記の案件について、下記の日時に入札を締切りました。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

入札執行回数

1 回目

入札締切発行日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

入札結果登録

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

調達機関－工事番号

担当者

開札執行日時

年 月 日 時 分

入札結果

理由

執行担当

立会担当

予定価格

円（税抜き）

円（税抜き）

調査基準価格／最低制限価格

円（税抜き）

円（税抜き）

最新更新日時

番号	業者名称	第 1 回入札金額	予定価格 以下	基準価格 以上	調 査 実 施	落 札 者	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

課（所）長	課（所）員

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

入札結果通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知いたします。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

開札日時

年 月 日 時 分

落札企業名称

落札金額

円（税抜き）

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

入札結果通知書

下記の案件について、執行が保留となる旨通知いたします。
下記の案件について、執行が取り止めとなる旨通知いたします。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

入札執行回数

回目

理由

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

年 月 日

競争参加資格確認申請書

茨城県知事 殿

下記の調達案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 調達案件番号

2. 調達案件名称

工事

3. 履行期限

4. 提出者

企業 I D

企業名称

企業体名称

企業郵便番号

企業住所

役職名

氏名

代表電話番号

代表 F A X

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

5. 添付書類

添付資料名

様式第 19 号

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

競争参加資格確認申請書受信確認通知

競争参加資格確認申請書は下記の内容で正常に送信されました。

調達案件番号

調達案件名称

工事

申請日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課 長

競争参加資格確認申請書受付票

下記の調達案件について、下記の日時に受領いたしました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

工事

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

入札期限通知書

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課 長

先に申請のあった下記の調達案件について、入札書提出日時を通知します。

記

通知書番号	
公告日	年 月 日
調達案件名称	工事
入札開始日時	年 月 日 時 分
入札書提出締切日時	年 月 日 時 分
内訳書開封予定日時	年 月 日 時 分
開札予定日時	年 月 日 時 分

年 月 日

競争参加資格確認通知書

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課 長

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

通知書番号			
公告日	年 月 日		
調達案件名称	工事		
入札開始日時	年 月 日 時 分		
入札書提出締切日時	年 月 日 時 分		
内訳書開封予定日時	年 月 日 時 分		
競争参加資格の有無	有（無）		
	理由または 条件		

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに、電子入札システムの説明要求機能により参加資格なしに対する理由請求を行なってください。この場合、原則として5日以内に回答します。

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 殿

課（所）長

見積依頼通知書

下記の案件について、見積書を送信してください。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

見積開始日時

年 月 日 時 分

見積締切予定日時

年 月 日 時 分

開封予定日時

年 月 日 時 分

理由または条件

□□□□であること。

発注図書取得パスワード

注 1)

公共工事入札情報サービス（URL : ）の「発注図書ダウンロード」にて本案件を選択し、上記の「企業 I D」および「発注図書取得パスワード」を入力して発注図書をダウンロードしてください。なお、「発注図書取得パスワード」が空欄の場合の発注図書の入手方法は各発注機関にお問合せください。

注 2)

見積りに参加する場合は必ず「入札心得」（URL : ）を参照し内容を確認してください。

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

見積書

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

回目

締切日時

年 月 日 時 分

見積金額

円（税抜き）

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-Mail

見積書受信確認通知

見積書は下記の内容で正常に送信されました。

発注者名称

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

執行回数

回目

締切日時

年 月 日 時 分

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-Mail

受信日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名

殿

課（所）長

見積書受付票

下記の案件について、下記の日時に見積書を受領しました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

見積執行回数

回目

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

見積締切通知書

下記の案件について、下記の日時に見積を締切りました。

記

調達案件番号

調達案件名称

工事（業務）

見積執行回数

回目

見積締切発行日時

年 月 日 時 分

開封予定日時

年 月 日 時 分

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

年 月 日

企業 I D

企業名称

企業体名称

氏名 _____ 殿

課（所）長

評價完了通知書

審査委員会による技術資料の審査及び評価が完了したので通知します。

ただし、評価結果につきましては契約後の公表となります。

記

調達案件番号

工事番号

調達案件名称

工事（業務）

入札開始日時 年 月 日 時 分

入札書提出締切日時 年 月 日 時 分

内訳書開封予定日時 年 月 日 時 分

なお、茨城県発注工事のうち総合評価事後審査方式の場合、本通知書は仮の評価が完了したことを通知したものであり、技術資料の内容を確認したものではない。

* 下線部は、発注課（所）における印刷時は、表示されない。

別記 1（その 1） 指名競争入札用

茨城県農林水産部建設工事等入札心得（電子入札用）

茨城県が電子入札により指名競争入札に付する建設工事・建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準（令和3年1月施行）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、担当部局に承諾（移行）願を提出するものとする。
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付することができる。
- (3) 入札書の受付日時の間にこの入札の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。郵送及び電子メールによる場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。
- (4) 入札は、初回を含め2回を限度とする。ただし、茨城県財務規則付則第7項に規定する場合においては、1回とする。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出する

こと。この入札の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (7) 入札参加者が1人の場合は、入札を中止する。
- (8) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。
- (9) 入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールで提出されたものを含む。）による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（3桁の任意の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「〇〇〇」とみなす。

3 工事における特例

- (1) この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上、ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等を除く。）である場合は、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）を受けていることを証する書類を以下のア～ウにより提出し得ない者は、この入札に参加しないこと。

ア 入札の結果、落札候補者となった者は、発注機関からの提出の指示に従い、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の15））の写しを提出すること（発注機関が指定した期日までに提出できない落札候補者とは契約を締結せず、不誠実な行為として取り扱う）。

イ アにおいて、総合評定値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写しを提出すること。

ウ ア～イにおいて、入札参加者が共同企業体である場合には、すべての構成員について提出すること。

- (2) 入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を以下のア～エにより求める。ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等については、この限りでない。

ア 工事費内訳書の様式は、任意とするが、別に定める作成例に準じて作成するものとする。

イ 工事費内訳書は、返却しない。提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ウ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

- (3) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事9,000万円以上、

その他の建設工事4,500万円以上)に該当する場合(同条第2項に該当する場合を除く。)
は、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用
を受ける監理技術者(以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)及び専任の監理
技術者補佐のいずれかを工事現場に配置すること。

契約後、主任技術者等をやむを得ず変更する場合も同様とすること。

- (4) 入札執行日(入札の申込を伴う場合にあっては、入札の申込のあった日)において雇用
関係(この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事9,000万円以
上、その他の建設工事4,500万円以上)に該当する場合(災害復旧工事である場合を除
く。))は、引き続き3月以上の雇用関係をいう。以下同じ。))がある主任技術者、監理技術
者又は専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐(以下「主任技術者等」とい
う。))のいずれかを工事現場に配置すること。なお、入札の結果、落札者となった者は、発
注機関からの指示に従い、主任技術者等に係る健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書
その他雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること(契約締結期限日までに提出
できない落札者とは契約を締結せず、不誠実な行為として取り扱う)。
- (5) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事9,000万円以上、
その他の建設工事4,500万円以上)に該当しない場合において、以下の条件をいずれも満た
す場合には、営業所技術者等(営業技術者又は特定営業所技術者をいう。)を監理技術者又は
主任技術者として工事現場に配置することができる。

(7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。

(イ) 本工事場所及び属する営業所が茨城県内にあること。

なお、営業所技術者等が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本
工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証
したものとみなす。

(6) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事9,000万円以上、
その他の建設工事4,500万円以上)に該当する場合において、以下の条件をいずれも満たす
場合には、営業所技術者等を監理技術者又は主任技術者として工事現場に配置することがで
きる。

(7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。

(イ) 兼ねる工事の現場数が1以下であること。

(ウ) 本工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。

(エ) 営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であるこ
と。

(オ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。

(カ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を当該建設工事に配置
していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験
を1年以上有する者であること。

(キ) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる
情報通信技術の措置を講じていること。

(イ) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。

(ロ) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

(ハ) 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

なお、営業所技術者等が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

4 支払条件

(1) 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

(工事)

4割以内

(委託業務)

3割以内

(2) 中間前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

(工事)

2割以内

(3) 「ゼロ債務負担行為」を活用した工事である場合、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないものとする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった場合

(2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(3) 指定の日時までに到達しない場合

(4) 入札書を2通以上提出した場合

(5) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(6) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(7) 工事費内訳書の提出がない場合（3(2)において提出を求めた入札に限る。）

(8) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた場合

(9) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合

(10) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(11) 電子入札と紙入札の両方を行った場合

(12) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

6 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。

なお、予定価格は、次に掲示する（茨城県財務規則付則第7項に規定する場合に限る。）。

入札情報サービス

URL: <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 低入札価格調査基準価格を設定しているときは、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領及び農林水産部建設コンサルタント業務等委託業務低入札価格調査試行要領に定める価格を下回って入札した者は、発注者の求める資料を提出しなければならない。なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表若しくは回答書を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

7 その他

- (1) この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (2) この入札の対象案件が分割発注である場合には、落札者は、同日に実施されるその後の他の分割工事の入札に参加できない。この場合においては、すでに提出された入札書は、開札せず、無効として扱うものとする。
- (3) 主任技術者等の途中交代については、主任技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者等を変更する場合は、建設業法第26条の規定を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

別記 1（その 2） 随意契約用

茨城県農林水産部建設工事等入札心得（電子入札用）

茨城県が電子入札により随意契約する場合の建設工事・建設コンサルタント業務等の見積りの提出条件及び留意事項等は、次のとおりである。

なお、この入札心得において示した見積りの提出条件に違反した見積り合せは、無効とする。

1 全般的な留意事項

- (1) 見積りに際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準（令和3年1月施行）を遵守すること。
- (2) 見積りに際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 見積りに当たっては、競争を制限する目的で見積りをしようとする者と見積価格等についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。また、随意契約の相手方として決定される前に、他の見積りをしようとする者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 見積りに参加しようとする者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、公正な随意契約をすることができないと認められるときは、当該見積りをしようとする者を見積りに参加させず、又は見積りの提出を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 見積書の提出方法及び提出資料

- (1) この見積り合せは、見積書の提出及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、担当部局の承諾を得て紙見積り合せ方式に変えるものとする。紙見積り合せの承諾に関しては、担当部局に承諾（移行）願を提出するものとする。
- (2) 見積書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参又はファクシミリによる提出は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付することができる。
- (3) 見積書の受付日時の中にこの見積り合せの担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに見積金額その他所定の情報が記録されない見積書は、受理しない。郵送又は電子メールによる場合には、受付期限を過ぎて到達した見積書は、受理しない。
- (4) 見積書の提出は、初回を含め2回を限度とする。
- (5) 提出した見積書の引換え、変更又は取消しは、認めない。見積金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として見積価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (6) 見積りの提出を希望しない場合は、見積書を提出するまでいつでも辞退することがで

きる。

見積書の提出を辞退するときは、見積書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。この見積り合せの担当部局の承諾を得た場合には、見積書の提出締切日までには辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (7) 紙見積り合せの承諾を得た者は、書面により資料の提出及び見積書の提出等を行うことができる。
- (8) 入札書にくじ番号（３桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールで提出されたものを含む。）による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（３桁の任意の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「〇〇〇」とみなす。

３ 工事における特例

- (1) この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上、ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等を除く。）である場合は、契約締結日において、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）を受けていることを証する書類を以下のア～ウにより提出し得ない者は、この見積り合せに参加しないこと。

ア 見積り合せの結果、発注機関からの提出の指示を受けた者はその指示に従い、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の15））の写しを別に定める基準に従って電子ファイル化して見積書とともに提出すること（発注機関が指定した期日までに提出しない者との契約は締結しない）。

イ アにおいて、総合評定値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写しを提出すること。

ウ ア～イにおいて、見積りに参加しようとする者が共同企業体である場合には、すべての構成員について提出すること。

- (2) 入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を以下のア～エにより求める。ただし、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等については、この限りでない。

ア 工事費内訳書の様式は、任意とするが、別に定める作成例に準じて作成するものとする。

イ 工事費内訳書は、返却しない。提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

ウ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳

書を公正取引委員会等に提出する。

- (3) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事9,000万円以上、その他の建設工事4,500万円以上）に該当する場合（同条第2項に該当する場合を除く。）は、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）及び専任の監理技術者補佐のいずれかを工事現場に配置すること。

契約後、主任技術者等をやむを得ず変更する場合も同様とすること。

- (4) 見積書の提出のあった日において雇用関係（この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事9,000万円以上、その他の建設工事4,500万円以上）に該当する場合（災害復旧工事である場合を除く。）は、引き続き3月以上の雇用関係をいう。以下同じ。）がある主任技術者、監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）のいずれかを工事現場に配置すること。なお、見積り合せの結果、発注機関からの指示を受けた者はその指示に従い、健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書その他雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること（発注者が指定した期日までに提出しない者との契約は締結しない。）。

- (5) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事9,000万円以上、その他の建設工事4,500万円以上）に該当しない場合において、以下の条件をいずれも満たす場合には、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）を監理技術者又は主任技術者として工事現場に配置することができる。

(7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。

(イ) 本工事場所及び属する営業所が茨城県内にあること。

なお、営業所技術者等が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

- (6) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの（建築一式工事9,000万円以上、その他の建設工事4,500万円以上）に該当する場合において、以下の条件をいずれも満たす場合には、営業所技術者等を監理技術者又は主任技術者として工事現場に配置することができる。

(7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。

(イ) 兼ねる工事の現場数が1以下であること。

(ウ) 本工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

(エ) 営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

(オ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。

(カ) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

(キ) CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる

情報通信技術の措置を講じていること。

(f) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。

(g) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

(h) 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

なお、営業所技術者等が本工事の監理技術者又は主任技術者として配置された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

4 支払条件

(1) 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

(工事)

4割以内

(委託業務)

3割以内

(2) 中間前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

(工事)

2割以内

(3) 「ゼロ債務負担行為」を活用した工事である場合、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないものとする。

5 見積り合せの無効

次のいずれかに該当する場合の見積り合せは、無効とする。

(1) 見積書の提出について不正の行為があった場合

(2) 見積書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(3) 指定の日時までに到達しない場合

(4) 見積書を2通以上提出した場合

(5) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(6) 紙見積り合せの場合で、委任状を提出しない代理人が見積書を提出した場合

(7) 見積り合せの執行（開札）日までに指名停止措置を受けた場合

(8) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が見積書の提出をした場合

(9) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらずに紙見積り合せをした場合

(10) 電子入札と紙見積り合せの両方を行った場合

(11) 電子入札による場合で、見積書の提出者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

6 随意契約の相手方の決定方法等

(1) 随意契約の相手方の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範

囲内で最低価格で見積書の提出をした者を随意契約の相手方とすることを原則とする。

- (2) 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって見積価格とするので、見積りに参加しようとする者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 随意契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を随意契約の相手方として決定せず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出した他の者のうち、最低の価格をもって見積書を提出した者を随意契約の相手方とする。

7 その他

- (1) この見積り合せの対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで見積りすること。また、随意契約の相手方として決定した者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について当該決定後に発注者と協議を行うこと。
- (2) 主任技術者等の途中交代については、主任技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者等を変更する場合は、建設業法第26条の規定を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

別記 2

設計図書貸出に関する覚書

oooooooooooooooooooo工事（業務）（以下「当該工事（業務）」という。）の入札に関する設計図書の貸出について、茨城県（ooo事務所）（以下「甲」という。）とooooo（以下「乙」という。）は、次の条項により覚書を交換する。

第1条 甲は、当該工事（業務）の入札に関し、談合等の不正行為を防止する目的から乙に設計図書を無償により貸出するものとする。

第2条 乙は、貸出された設計図書の購入を希望する者があれば、乙はこれを印刷し、乙における適正な価格により販売するものとする。

第3条 貸出期間は、 年 月 日から 年 月 日（開札日の前日）までとする。

第4条 乙は、前条の貸出期間が過ぎたときは、設計図書をすみやかに甲に返還しなければならない。

第5条 乙は、印刷及び販売を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

第6条 前条において、印刷及び販売上の損害が生じた場合は、乙の責任においてこれを処理し、甲においてはこの責を負わないものとする。

第7条 乙は、この覚書に関して、購入者の商号又は名称などの知り得た事実を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

第8条 乙は、誠意をもってこの覚書を遵守するものとし、この覚書に定めのない事項又はこの覚書の遂行に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県oooooooooooo

茨城県知事

印

（茨城県oooo事務所長

）

乙 （住所）

（商号又は名称）

（代表者名）

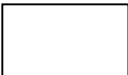
印

別記３－１ 郵送による書面の提出方法について

<競争参加資格確認資料>

紙入札（郵送）により競争参加資格確認資料を提出する場合の封筒（任意）は、次のとおりとする。

- ・表に確認資料送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、申請に係る工事番号及び工事名、申請者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「競争参加資格確認資料在中及び締切日」を朱書きする。

	郵便番号	茨城県	市
	資料送付先住所	茨城県	
	課（所）名	茨城県	
競争参加資格確認資料在中（締切日 年 月 日）← 朱書き			
工事番号	第 号		
工事名		工事	
申請者の住所 担当者氏名		商号又は名称 連絡先	

<入札書>

紙入札（郵送）により入札書を提出する場合の封筒は、任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんの上、「入札書在中」と朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札者の商号又は名称を表記するものとする。

○ 中封筒（入札書を入れる封筒）

入札書在中 ← 朱書き	
開札日	年 月 日
工事番号	第 号
工事名	工事（業務）
入札者名	（株） 会社

- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

○ 表封筒（工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚を入れる封筒）

	郵便番号	茨城県	市
	入札書送付先住所	茨城県	
	課（所）名	茨城県	
入札書在中（開札日 年 月 日）← 朱書き			
工事番号	第 号		
工事名		工事（業務）	
入札参加者の住所 担当者氏名		商号又は名称 連絡先	

<辞退届>

紙入札（郵送）により辞退届を提出する場合の封筒（任意）は、次のとおりとする。

- ・辞退届を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、「開札日」と「辞退」を朱書きするものとする。

	郵便番号			
	辞退届送付先住所		茨城県	市
	課（所）名		茨城県	
開札日	年	月	日	辞退 ← 朱書き
工事番号	第		号	
工事名				工事（業務）
入札参加者の住所			商号又は名称	
担当者氏名			連絡先	

- * いずれも縦書き・横書きは自由。
- * 書留郵便（簡易書留・送達記録を含む。）に限る。

別記３－２ 電子メールによる書面の提出方法について

電子メールにより競争参加資格確認資料、入札書、辞退届等を提出する場合は、原則として電子入札システムに登録されているアドレスから送付するものとし、下記を参考に送付する。

（電子メールの受信可能容量は１０メガバイトとなっているので、注意すること。）

<競争参加資格確認資料>

【電子メールの例】

○電子メール題名：【商号又は名称】競争参加資格確認資料の送付（第〇－〇－〇－〇－〇号）

○電子メール本文

- ・ 申請に係る工事番号及び工事名
- ・ 申請者の住所及び郵便番号
- ・ 申請者の商号又は名称
- ・ 申請者の連絡先
- ・ 担当者氏名
- ・ 担当者連絡先

○添付ファイル

競争参加資格確認資料を画像ファイル（tif、jpg、png）に変換して添付。

<入札書>

【電子メールの例】

○電子メール題名：（〇月〇日開札）【商号又は名称】入札書及び工事費内訳書の送付（第〇－〇－〇－〇－〇号）

○電子メール本文：

- ・ 入札に係る工事番号及び工事名
- ・ 入札参加者の住所及び郵便岸号
- ・ 入札参加者の商号又は名称
- ・ 入札参加者の連絡先
- ・ 担当者氏名
- ・ 担当者連絡先

○添付ファイル：

入札書及び工事費内訳書を画像ファイル（tif、jpg、png）に変換するとともにパスワードを設定して添付。パスワードは別の電子メールにて送付する。

<辞退届>

【電子メールの例】

○電子メール題名：(○月○日開札)【商号又は名称】辞退届の送付(第○-○-○-○-○号)

○電子メール本文：

- ・ 入札に係る工事番号及び工事名
- ・ 入札参加者の住所及び郵便番号
- ・ 入札参加者の商号又は名称
- ・ 入札参加者の連絡先
- ・ 担当者氏名
- ・ 担当者連絡先

○添付ファイル：

辞退届を画像ファイル（tif、jpg、png）に変換して添付。

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

別記 4

入札辞退届

工事名（委託業務名）

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

別記 5

立会人記録書

年 月 日

課（所）長 殿

立会人	所属名
	職 名
	氏 名

私は、下記の工事に係る入札の開札に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 8（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、立ち会いたします。

記

日 時 年 月 日（ ） 時

場 所

工事名

入札公告（電子入札）
 [単体及び経常JV対象工事中（一般競争入札又は総合評価一般競争入札（事前審査方式））]
~~[ゼロ債務負担行為活用工事]~~
 [余裕期間 設定工事]
 [電子契約対象工事]

入札参加者は、この「公告」のほか、「一般競争入札共通事項説明書」（以下「共通事項説明書」という。）の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

茨城県知事（〇〇〇〇事務所長） 〇〇 〇〇

(1) 担当課・所名	茨城県農林水産部〇〇〇〇課（〇〇〇〇事務所）	
(2) 住所	〒XXX-XXXX 茨城県〇〇市〇〇 X-X	
(3) 担当及び連絡先	（契約担当） （〇〇課）	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX E-mail：〇〇@pref.ibaraki.lg.jp
	（工事担当） （〇〇課）	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX

- 59 -

(4) 工期	XXX 日間 【以下は、余裕期間設定工事（発注者指定方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）</u>であり、<u>工期は 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。</u>ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。 【以下は余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（任意着手方式）</u>であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間）の範囲内で、<u>工期の始期日を任意に設定することができる</u>（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。	
(5) 建設工事の種類 (業種区分)	〇〇〇〇工事 【土木一式工事等、建設業法別表第 1 に示される 29 の区分より選択】 【競争参加資格要件において、PC 工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の<u>経営事項</u>評価点数により要件化する場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事と記載すること。】	
(6) 予定価格	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り	本工事は、<u>施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）</u>の工事である。【適宜、加除・修正すること。】
		無し
(8) 最低制限価格	設定する	
	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する	特に、この場合における入札・契約の諸条件については、共通事項説明書等により確認しておくこと。
		設定しない
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	本工事の入札は、<u>分割発注・同一工種の工事</u>に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① <u>(工事番号、工事名)</u> ② <u>(工事番号、工事名)</u> ③ <u>(工事番号、工事名)</u> 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるそ

		の後の分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し	
(11) その他	有り	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
	無し	

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	ア <u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類）</u> について、（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けが<u> </u> 等級であること。（かつ、）（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登録された<u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類※）</u> の（総合点数）・（経営事項評価点数）が、<u> </u> 点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】 【※：PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件を定める場合は、2 (5) に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれ PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 イ <u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類）</u> について、（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が<u> </u> 円以上の者であること。 【イは、必要に応じ設定】 【名簿に登録された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】	
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	ア <u>（地域名）</u> 内において、<u>（発注者名）</u> の発注した一件の規模が<u> </u> 円以上の<u>（同種又は類似の工事の内容を詳細に）</u> 工事のうち、<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日から<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。 イ 茨城県が発注した一件の規模が<u> </u> 円以上の<u>（工事の内容）</u> 工事のうち、<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日から<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。 【イは、必要に応じ設定】	
(3) 配置予定技術者（いずれも満たすこと）	ア	本工事への専任配置について
	要	本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法

と)		(昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 27 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。(3 (3) ケ、コ及び 5 (5) 参照)
	不要	専任を要しない他工事との兼任を認める
	イ (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(2 (5) に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。	
	ウ 建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証 ((2 (5) に掲げる建設工事の種類) に対応するもの) を有し、監理技術者講習を修了している者であること。	
	エ (発注者名) の発注した (同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、__年__月__日から__年__月__日の期間に竣工した工事を、元請の (主任 (監理) 技術者、特例監理技術者、専任特例の場合) の監理技術者、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。)、現場代理人、担当技術者等、詳細に) として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【原則、出先機関においては要件化しないこと。適宜修正すること。】	
オ 建設業許可における営業所技術者等 (営業所技術者又は特定営業所技術者) について		
アにおいて専任配置が「要」とされている場合		営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。【予定価格が 1 億円以上 (建築一式工事は 2 億円以上) の場合】
		アにおいて専任配置が「要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。(営業所技術者等の兼務特例)
		(ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。
		(イ) 兼ねる工事の現場数が 1 以下であること。

		(ウ) 営業所から当該工事現場の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。 (エ) 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が 3 次以内であること。 (オ) 監理技術者等との連絡その他の必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。 (カ) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (キ) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。 (ク) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (ケ) 工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。 (コ) 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。 【予定価格が 4,500 万円以上 1 億円未満（建築一式工事は 9,000 万円以上 2 億円未満）の場合】
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。 (7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。 (イ) 本工事場所及び属する営業所

		が茨城県内にあること。 なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。 【予定価格が 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）の場合】
カ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）について		
	アにおいて専任配置が「要」とされている場合	経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者として認める。
キ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3 月未満の雇用関係であっても認める。【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】		
ク 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について		
	アにおいて専任配置が「要」とされている場合	工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号、第 2 号ただし書又は建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。（3 (3) ケ、コ及び 5 (5) 参照）
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	工期の始期日から配置できること。

	ケ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（別記様式第２号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする（２（７）において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。 【以下は、専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 専任特例２号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（３名まで）」は、「複数（３名まで（監理技術者補佐を含まない。）」に、上記「開札後から契約までの間に１名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に１名を選択し、監理技術者補佐を別に１名専任で配置するものとする。」と読み替える。 コ 専任特例１号の場合の監理技術者等の配置について （建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下「専任特例１号の場合の監理技術者等」という。）」 本工事は、専任特例１号の場合の監理技術者等の配置は認めない。 【予定価格が１億円以上（建築一式工事は２億円以上）の技術者が専任を要する工事の場合に選択】 本工事は、専任特例１号の場合の監理技術者等の配置を認める工事である。専任特例１号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は以下の（１）～（１０）の要件を全て満たさなければならない。 （１）各建設工事の請負代金が１億円未満（建築一式工事は２億円未満）であること。 （２）建設工事の現場間の距離が、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。 （３）当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が３次以内であること。 （４）監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設
--	---

	工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。 (5) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。 (7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (8) 兼務する工事の数が 2 を超えないこと。 (9) 専任特例 2 号との併用でないこと。 (10) 茨城県農林水産部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。 【予定価格が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）の技術者が専任を要する工事の場合に選択】
	サ 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置について （建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）） 本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置は認めない。 本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。 (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。 (3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3 月以上の雇用関

	係があるものであること。 【災害復旧工事の場合は、「3 月以上」を削除すること】 (5) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め 2 件までであること。 (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。 (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。 (8) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 【維持工事の場合は下記を追加する。】 (10) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。 (※「維持工事」とは 24 時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。)		
(4) 営業所の所在地	(<u>地域名</u>) 内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】		
(5) 建設業許可	(<u>2 (5) に掲げる建設工事の種類</u>) について、<u>特定建設業</u>の許可を受けていること。【発注金額等に応じて「特定建設業の」の文言を削除可】		
(6) 経営事項審査	(<u>2 (5) に掲げる建設工事の種類</u>) について、契約締結日において、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。		
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	ア 対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。 イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。 ※ 詳細については、共通事項説明書による。 <table border="1" data-bbox="667 1727 1217 1776"> <tr> <td>設計業務等の受託者</td><td>〇〇〇〇設計（株）</td></tr> </table>	設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）
設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）		
(8) 共通事項	共通事項説明書による。		

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスか
-------------	--

	らダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html イ 閲覧による方法 (ア) 場所 : <u>公共事業情報センター</u> (茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階) (イ) 期間 : ____年__月__日～____年__月__日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） (ウ) 時間 : 9 時から（水曜日のみ 10 時から）16 時まで （正午から 13 時までを除く。） 【イは、必要に応じ記入】	
(2) 設計図書の購入	有り	（設計図書・図面）は、次の指定印刷店で購入すること。 ・ 購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休日を 除く。） ・ 購入先 指定印刷店__住__所 商号又は名称 電話番号 FAX 番号 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】
	無し	
(3) 設計図書に関する 質疑	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、資料を添付する場合は、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）とすること。 回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札システム URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・ 質疑受付期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで ・ 提出先 : 担当部局 ・ 回答閲覧期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、	

	〇〇〇〇事務所に於いて閲覧に供する。 ・ 質疑受付期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） ・ 書面の提出先：担当部局に同じ。 FAX番号_____ ・ 回答閲覧期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く。）
(4) 現場説明会	実施しない。

5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	紙入札方式による入札参加の承諾を得た場合を除き、原則、電子入札システムにより申請すること。 【専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合は、「専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。 【専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、別記様式第2号の（5）には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。 【電子契約対象工事の場合に記載】 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 【適宜、加除・修正すること。】 （電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）	
(2) 申請期間	ア 受付開始：____年__月__日（ ）__時__分 イ 締切：____年__月__日（ ）__時__分（必着） ※：休日は申請を受け付けない。	
(3) 申請時の提出書類	2 (7) において総合評価方式の適用	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（別記様式第2号） （承認を受けたうえ紙申請とする場合は、別記様式

	の有無が「有り」の場合	第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ 5-2(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ 競争参加資格確認資料（別記様式第2号）2/2面 作成要領2(1)～(3)の資料 エ 必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） 【以下は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】 オ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（別添様式） ※専任特例1号の場合の監理技術者の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合のみ 【以下は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 カ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 キ 電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
	2(7)において総合評価方式の適用の有無が「無し」の場合	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（別記様式第2号）（承認を受けたうえ紙申請とする場合は、別記様式第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ 必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） 【以下は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】 ウ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（別添様式） ※専任特例1号の場合の監理技術者の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合のみ 【以下は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 エ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する

	る届出書（別添様式） —専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ —【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 オ 電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
	※ 提出書類は、原則として電子ファイルにして提出すること。 ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 この場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル。様式は任意）を添付して電子入札システムにより提出すること。 ① 郵送等により送付する旨の表示 ② 郵送等により送付する書類の目録 ③ 郵送等により送付する書類のページ数 ④ 発送（送付）年月日 ※ 電子ファイルは、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）で作成すること。
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※ 郵送による場合には書留郵便によること。 なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上

	で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5) 専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	3 (3)において建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（<u> 市（町）（村）</u>）であること 【市町村名を記載すること】 (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと (3) 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと (4) 本工事、兼務する工事、及び他の工事の現場代理人でないこと 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること（(3)と併せて、紙媒体等により申請（提出）すること。）。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	共通事項説明書による。

5－2 総合評価方式に係る技術資料

2 (7)において、総合評価方式の適用の有無が「有り」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、農林水産部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第 1 号） イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第 2 号） ウ 施工実績評価資料（様式第 3 号） エ 配置予定技術者評価資料（様式第 4 号） オ 施工計画（様式第 5 号） カ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第 6 号） キ 地域活動実績評価資料（様式第 7 号） ク 企業の新規雇用実績（様式第 14 号） ケ 若手又は女性技術者の配置（様式第 15 号） コ 登録基幹技能者の配置（様式第 16－1 号） サ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第 17 号） シ ICT 施工技術の活用計画書（様式第 18 号） ス 週休 2 日制工事の施工実績（様式第 19 号） セ 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第 20 号）
----------------	--

	【適宜、加除・修正すること。】 【各様式を添付し、参加者に示すこと。】
(2) 提出方法	5 (1)に同じ。(5 の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	5 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、共通事項説明書による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 (電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 入札期間	ア 受付開始：____年__月__日 (__) __時__分 イ 締切：____年__月__日 (__) __時__分 (必着) ※ 休日は入札を受け付けない。 【締切日は、競争入札執行(開札)の日の前日(当該前日が休日である場合には、競争入札執行(開札)日の直前であつ休日とならない日)とすること。】
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める(入札書の提出と併せて、電子入札システムにより提出すること)。 ※ 工事費内訳書は、TIF 形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用し CSV 形式のテキストデータに変換して提出すること。
(5) 競争入札執行(開札)の日時(予定)	____年__月__日 (__) __時から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参

	加者が立会いを希望する場合は、立会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	共通事項説明書による。

7 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

本規定は2(9)において調査基準価格を「設定する」とされている場合に適用する。

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という。）第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

8 入札執行後、直ちに落札候補者が提出する資料

(1) 提出書類	2(7)において総合評価方式の適用が「無し」の場合	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ア 競争参加資格確認資料（別記様式第2号）2／2面 作成要領2(1)～(3)の資料 イ 契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
	2(7)において総合評価方式の適用が「有り」の場合	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・ 契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）

(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が2メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。
----------	---

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	共通事項説明書による。 【以下は、ゼロ債務負担行為活用工事の場合に記載】 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。 【以下は、余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、落札者は、契約締結までに、<u>工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知</u>すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証券等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（<u>契約</u>）課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（<u>契約</u>）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、（<u>契約</u>）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。

	https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic_contracting/	
(5) 議会の議決	不要	
	要	この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 96 条第 1 項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合	契約日から本契約とする。
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合	本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。
(7) 建設リサイクル関連	有り	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入れすること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
	無し	
(8) 火災保険付保険の要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
		有り 無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	有り	ア _____ イ _____

		【例えば、設備工事など特殊な積算体系の工事において、「ア 直接工事に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	共通事項説明書による。	

10 その他

本公告文において、取り消し線〔例：入札公告〕が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

〔以下、入札公告時には必ず削除〕

（入札公告作成に関する注意事項）

- ・ 下線が引かれた部分については、必要事項を記入（編集）すること。
- ・ 2 (7) 等、選択肢がある部分については、条件として適用しない選択肢の方に取り消し線を付し、無効化すること。また、総合評価方式を適用しない場合は、「5－2 総合評価方式に係る技術資料」についても、全体に取り消し線を付し、無効化すること。
- ・ その他の公告文については、本入札公告例の記載のとおりとすることを原則とするが、特に必要がある場合は、加除・修正することも妨げない。
- ・ 薄字（灰色文字）とした部分については、出先機関では原則条件等としないことになっているものや、現状、多くの入札において条件等として付していないものであるため、個別公告の作成にあたっては注意すること。（適用しない場合は、消去すること。）
- ・ 【 】書き部分については、入札公告作成者に対する注意事項であるので、公告時に必ず削除すること。

(別記6) 入札公告例 (その2) [特定JV対象工事用]

入 札 公 告

「特定JV対象工事用(一般競争入札又は総合評価一般競争入札(事前審査方式))」

~~[ゼロ債務負担行為 活用工事]~~

~~〔余裕期間 設定工事〕~~

「電子契約対象工事」

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「一般競争入札共通事項説明書」（以下「共通事項説明書」という。）の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

なお、本件は総合評価一般競争入札（事前審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事及び電子契約対象工事の入札である。入札にあたっては、本公告2(4)―6(1)、6-2、9(3)、9(4)に留意すること。

公告日： 年 月 日

茨城県知事 ○○ ○○

1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課・所名	茨城県農林水産部〇〇〇〇課	
(2) 住所	〒XXX-XXXX 茨城県〇〇市〇〇 X-X	
(3) 担当及び連絡先	(契約) 担当	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX E-mail：〇〇@pref.ibaraki.lg.jp
	(工務) 担当	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	<u>XXX-XXXXX-XX</u> <u>〇〇〇〇〇〇工事</u>
(2) 工事場所	<u>〇〇市〇〇</u>
(3) 工事概要	【規模、構造、工法等を記載】

(4) 工期	XXX 日間 【以下は、余裕期間設定工事（発注者指定方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）</u>であり、<u>工期は 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。</u>ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。 【以下は余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（任意着手方式）</u>であり、落札者は余裕期間（契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間）の範囲内で、<u>工期の始期日を任意に設定することができる</u>（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。	
(5) 建設工事の種類 (業種区分)	〇〇〇〇工事 【土木一式工事等、建設業法別表第 1 に示される 29 の区分より選択】 【競争参加資格要件において、PC 工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点により要件化する場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事と記載すること。】	
(6) 予定価格	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、<u>施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）</u>の工事である。【適宜、加除・修正すること。】	
(8) 最低制限価格	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、共通事項説明書等により確認しておくこと）	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	ア 本工事の入札は、<u>分割発注・同一工種の工事</u>に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① <u>（工事番号、工事名）</u> ② <u>（工事番号、工事名）</u> ③ <u>（工事番号、工事名）</u> ・ ・ ・ ・ ・ イ 本工事に特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定JVをそれぞれ結成する場合に限り、アに示すその他の工事に対しても、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。

	ウ アに示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一構成の特定ＪＶは、同日に実施されるその後の<u>分割工事・同一工種の工事</u>の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し
(11) その他	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 イ この工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格		
2 (1)に示す工事の施工を目的として結成された特定ＪＶとして、以下のア～カのいずれも満たし、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること（資格決定に係る申請方法等については、5 を参照）。		
ア 構成員数	__者	
イ 出資比率	各構成員の出資比率の下限は__%以上、代表構成員の出資比率は全構成員中最大であること。	
ウ 建設業許可	全ての構成員が、(2 (5)に掲げる建設工事の種類)について、特定建設業の許可を受けていること。	
エ 経営事項審査	全ての構成員が、(2 (5)に掲げる建設工事の種類)について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。	
オ 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	(7) 対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）を含む特定ＪＶでないこと。 (イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）を含む特定ＪＶでないこと。 ※：詳細については、共通事項説明書による。	
	設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）
カ 各構成員別の基準	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。	
キ 共通事項	共通事項説明書による。	
(2) 代表構成員に係る基準（いずれも満たすこと）		

ア 単体としての 入札参加資格 (いずれも満た すこと)	(ア) <u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、(・ 年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが____等級であること。(かつ、)(・ 年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類※)</u>の<u>(総合点数)・(経営事項評価点数)</u>が、____点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】 【※：PC工事、法面工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件を定める場合は、2(5)に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれPC工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 (イ) <u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、(・ 年度)茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が____円以上の者であること。 【(イ)は、必要に応じ設定】 【名簿に登載された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】
イ 施工実績 (い ずれも満たすこ と)	(ア) <u>(地域名)</u>内において、<u>(発注者名)</u>の発注した一件の規模が円以上の<u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) (イ) 茨城県が発注した一件の規模が____円以上の<u>(工事の内容)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 【(イ)は、必要に応じ設定】
ウ 配置予定技術 者 (いずれも満 たすこと)	(ア) 本工事へ専任で配置できること(本工事のみの専任配置とすること。) (イ) <u>(代表的な資格の名称)</u>の資格を有する等、<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、建設業法第26条に規定する主任技術者(国家資格を有する者に限る。)又は監理技術者になり得る者であること。【工事の特性・難易度に応じて設定すること】 (ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証(<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>に対応するもの)を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 (エ) <u>(発注者名)</u>の発注した<u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した工事を、元請の<u>(主任(監理)技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、建設業法第26条第3項第2号による監理技</u>

		術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）、現場代理人等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【適宜修正すること。】 (オ) 建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）でないこと。 (カ) 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。 (キ) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（別記様式第 2 号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第 4 号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	（地域名）内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】
(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準（いずれも満たすこと） 【3 者以上の JV とする場合は、適宜 (4) 以降として追加すること。】		
	ア 単体としての入札参加資格（いずれも満たすこと）	(ア) （2 (5) に掲げる建設工事の種類）について、（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが 等級であること。（かつ、）（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された（2 (5) に掲げる建設工事の種類※）の（総合点数）・（経營業事項評価点数）が、 点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】

	【※：PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件を定める場合は、2 (5) に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれ PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 (イ) <u>(2 (5) に掲げる建設工事の種類)</u> について、(年度) 茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が ____ 円以上の者であること。 【(イ) は、必要に応じ設定】 【名簿に登録された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】
イ 施工実績 (いずれも満たすこと)	(ア) <u>(地域名)</u> 内において、<u>(発注者名)</u> の発注した一件の規模が ____ 円以上の <u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u> 工事のうち、____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 年 ____ 月 ____ 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る)。 (イ) 茨城県が発注した一件の規模が ____ 円以上の <u>(工事の内容)</u> 工事のうち、____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 年 ____ 月 ____ 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る)。 【(イ) は、必要に応じ設定】
ウ 配置予定技術者 (いずれも満たすこと)	(ア) 本工事へ専任で配置できること (本工事のみの専任配置とすること)。 (イ) <u>(代表的な資格の名称)</u> の資格を有する等、(2 (5) に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者 (国家資格を有する者に限る。) 又は監理技術者になり得る者であること。【工事の特性・難易度に応じて設定すること】 (ウ) 建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証 (<u>(2 (5) に掲げる建設工事の種類)</u> に対応するもの) を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 (エ) <u>(発注者名)</u> の発注した (同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 年 ____ 月 ____ 日の期間に竣工した工事を、元請の <u>(主任 (監理) 技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人等、詳細に)</u> として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【適宜修正すること。】 (オ) 建設業許可における営業所技術者等でないこと。 (カ) 経營業務の管理責任者等でないこと。

		(キ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。 【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】
		(ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない）。
		(ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（別記様式第 2 号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第 4 号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	（ <u>地域名</u> ）内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html イ 閲覧による方法 (7) 場所：公共事業情報センター （茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階） (イ) 期間：____年__月__日～____年__月__日（茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） (ウ) 時間：9 時から（水曜日のみ 10 時から）16 時まで （正午から 13 時までを除く。）
(2) 設計図書の購入	（<u>設計図書・図面</u>）は、次の指定印刷店で購入すること。 ・ 購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休日を除く。） ・ 購入先

	指定印刷店 住 所 _____ 商号又は名称 _____ 電話番号 _____ F A X 番号 _____ 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】
(2) 設計図書に関する 質疑	設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、資料を添付する場合は、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）とすること。 回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・ 質疑受付期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで ・ 提出先：担当部局 ・ 回答閲覧期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで
(3) 現場説明会	実施しない。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を以下の(1)～(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

(1) 申請方法	郵送による（書留郵便に限る。）。	
(2) 提出先	1 の担当部局	
(3) 申請期間	____年__月__日（__）まで必着 【6 (2) の締切日と同一とすること。】	
(4) 申請時の提出書類 （紙媒体に限る） 【様式を必ず添付して、公告すること。】	ア 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）	3 部
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3 部
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通書の写し等） ※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個	各 1 部

	個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。 エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 オ 返信用封筒（ア～ウに掲げる書類各2部を返送するのに必要な切手を貼付すること。）	1 通 1 通
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。 実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所	
(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。 実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所	
(7) 代表構成員以外の構成員が指名停止措置を受けた際の入札参加資格地位承継認定申請	ア 申請方法等 (7) 提出方法及び提出場所 緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。 (イ) 提出書類 a 特定建設工事共同企業体解散届 b 入札参加資格地位継承認定申請書 c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類 d 新たに結成する特定JVに係る6(3)に掲げる書類 イ その他、地位承継（再結成）に係る詳細の条件等については、共通事項説明書による。	
(8) 共通事項	共通事項説明書による。	

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、5のほか、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請方法	紙入札方式による入札参加の承諾を得た場合を除き、原則電子入札システムにより申請すること。 【電子契約対象工事の場合に記載】 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。
----------	---

	(電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始: ____年__月__日 (__) __時__分 イ 締切 : ____年__月__日 (__) __時__分 (必着) ※: 休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(別記様式第2号) (全構成員について、作成すること。) (承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、別記様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。) イ 6-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連) ウ 競争参加資格確認資料(別記様式第2号)2/2面 作成要領2(1)及び(2)の資料 エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書) オ 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るものを、書留郵便等により提出すること) 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 カ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式) ※ 提出書類は、原則として電子ファイルにして提出すること。 ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。なお、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。 この場合、次の内容を記載した目録(電子ファイル。様式は任意)を添付して電子入札システムにより提出すること。 ① 郵送等により送付する旨の表示 ② 郵送等により送付する書類の目録 ③ 郵送等により送付する書類のページ数 ④ 発送(送付)年月日 ※ 電子ファイルは、画像データ(TIF形式)又はテキストデータ(TXT形式)で作成すること。
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者と同一構成の特定JVが入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

	ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※： 郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5) 提出書類（(3)イの技術資料を含む）の作成説明会	実施しない。 実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所
(6) 提出書類（(3)イの技術資料を含む）のヒアリング	実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。 実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所
(7) 共通事項	共通事項説明書による。

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、農林水産部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号） イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号） ウ 施工実績評価資料（様式第3号） エ 配置予定技術者評価資料（様式第4号） オ 施工計画（様式第5号） カ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号）
----------------	--

	キ 地域活動実績評価資料（様式第 7 号） ク 企業の新規雇用実績（様式第 14 号） ケ 若手又は女性技術者の配置（様式第 15 号） コ 登録基幹技能者の配置（様式第 16－1 号） サ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第 17 号） シ ICT 施工技術の活用計画書（様式第 18 号） ス 週休 2 日制工事の施工実績（様式第 19 号） セ 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第 20 号） 【適宜、加除・修正すること。】 【各様式を添付し、参加者に示すこと。】
(2) 提出方法	6 (1)に同じ。（5 の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	6 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、共通事項説明書による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

7 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html ）
(2) 入札期間	ア 受付開始： ____年__月__日（__）__時__分 イ 締切： ____年__月__日（__）__時__分（必着） ※休日は入札を受け付けない。 【締切日は、競争入札執行（開札）の日の前日（当該前日が休日である場合には、競争入札執行（開札）日の直前でかつ休日とならない日）とすること。】
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（入札書の提出と併せて、電子入札システムにより提出すること。）。

	※ 工事費内訳書は、TIF 形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用し CSV 形式のテキストデータに変換して提出すること。 イ 入札価格に関する誓約書（別添様式 2）（郵送（書留に限る。）等により提出） ウ 該当する場合は、(5)の調査票（郵送（書留に限る。）等により提出）
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	____年__月__日（__）__時から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。
(7) 入札参加者が 1 者のみの場合	入札の執行を取り止める。
	有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	共通事項説明書による。

8 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という。）第 6 条第 4 項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第 6 条第 2 項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1) アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (1) アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保

	陰契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。	
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、共通事項説明書による。 【以下は、ゼロ債務負担行為活用工事の場合に記載】 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。	
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年規則第 69 号）様式第 2 号）により、契約書を作成するものとする。 【以下は、余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、落札者は、契約締結までに、工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（契約）課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic_contracting/	
(5) 議会の議決	不要	
	要	この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 96 条第 1 項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除す

		ることができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合	契約日から本契約とする。
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合	本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。	
(8) 火災保険付保険の要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
		有り 無し
(10) 調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	有り	ア _____ イ _____ 【例えば、設備工事など特殊な積算体系の工事において、「(1)直接工事費に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	共通事項説明書による。	

10 その他

本公告文において、取り消し線〔例：入札公告〕が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

〔以下、入札公告時には必ず削除〕

(入札公告作成に関する注意事項)

- ・ 下線が引かれた部分については、必要事項を記入（編集）すること。
- ・ 2 (10) 等、選択肢がある部分については、条件として適用しない選択肢の方に取り消し線を付し、無効化すること。
- ・ その他の公告文については、本入札公告例の記載のとおりとすることを原則とするが、特に必要がある場合は、加除・修正することも妨げない。
- ・ 薄字（灰色文字）とした部分については、現状、多くの入札において条件等として付していないものであるので、個別公告の作成にあたっては注意すること。（適用しない場合は、消去すること。）
- ・ 【 】 書き部分については、入札公告作成者に対する注意事項であるので、公告時に必ず削除すること。

(別記6) 入札公告例(その3) [単体及び経常JV対象工事用]

入 札 公 告

[単体及び経常JV対象工事用(総合評価一般競争入札(事後審査方式))]

~~[ゼロ債務負担行為活用工事]~~

~~[余裕期間設定工事]~~

[電子契約対象工事]

[一括審査方式対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「一般競争入札共通事項説明書」(以下「共通事項説明書」という。)の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

なお、本件は総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事、~~ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の〇件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事~~の入札である。入札にあたっては、本公告2(4)、5(1)、5-2、7、9(3)、9(4)に留意すること。

公告日：__年__月__日

茨城県知事(〇〇〇〇事務所長) 〇〇 〇〇

1 担当部局(問い合わせ先)

(1) 担当課・所名	茨城県農林水産部〇〇〇〇課(〇〇〇〇事務所)	
(2) 住所	〒XXX-XXXX 茨城県〇〇市〇〇 X-X	
(3) 担当及び連絡先	(契約担当) (〇〇課)	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX E-mail：〇〇@pref.ibaraki.lg.jp
	(工事担当) (〇〇課)	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	XXX-XXXXX-XX 〇〇〇〇〇〇工事
(2) 工事場所	〇〇市〇〇
(3) 工事概要	

	【規模、構造、工法等を記載】	
(4) 工期	<u>XXX 日間</u> 【以下は、余裕期間設定工事（発注者指定方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）</u>であり、<u>工期は 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。</u>ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。 【以下は余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（任意着手方式）</u>であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間）の範囲内で、<u>工期の始期日を任意に設定することができる</u>（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。	
(5) 建設工事の種類 (業種区分)	<u>〇〇〇〇工事</u> 【土木一式工事等、建設業法別表第 1 に示される 29 の区分より選択】 【競争参加資格要件において、PC 工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件化する場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事と記載すること。】	
(6) 予定価格	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用の有無	有り	本工事は、<u>施工実績等に加え、企業の新規雇用計画（実績）に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）</u>の工事である。【適宜、加除・修正すること。】
	無し	
(8) 最低制限価格	設定する 設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する	特に、この場合における入札・契約の諸条件については、共通事項説明書等により確認しておくこと。
	設定しない	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本	有り	本工事の入札は、<u>分割発注・同一工種の工事</u>に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① <u>（工事番号、工事名）</u> ② <u>（工事番号、工事名）</u>

工事落札者の参加制限		③（工事番号、工事名） 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の<u>分割工事・同一工種の工事</u>の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し	
(11) その他	有り	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
	無し	

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格（いずれも満たすこと）	ア <u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類）</u> について、（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けが<u> </u> 等級であること。（かつ、）（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登録された<u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類※）</u> の（総合点数）・（<u>経営事項評価点数</u>）が、<u> </u> 点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】 【※：PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事の<u>経営事項評価点数</u>により要件を定める場合は、2 (5) に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれ PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 イ <u>（2 (5) に掲げる建設工事の種類）</u> について、（<u> </u> ・ <u> </u> 年度）茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が<u> </u> 円以上の者であること。 【イは、必要に応じ設定】 【名簿に登録された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】
(2) 施工実績（いずれも満たすこと）	ア <u>（地域名）</u> 内において、<u>（発注者名）</u> の発注した一件の規模が<u> </u> 円以上の<u>（同種又は類似の工事の内容を詳細に）</u> 工事のうち、<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日から<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。 イ 茨城県が発注した一件の規模が<u> </u> 円以上の<u>（工事の内容）</u> 工事のうち、<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日から<u> </u> 年<u> </u> 月<u> </u> 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

	【イは、必要に応じ設定】	
(3) 配置予定技術者 (いずれも満たすこと)	ア 本工事への専任配置について	
	要	本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。（3 (3) ケ、コ及び 5 (5) 参照）
	不要	専任を要しない他工事との兼任を認める
	イ <u>（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（2 (5) に掲げる建設工事の種類）について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。</u>	
	ウ 建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合及び建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）として配置される場合は、監理技術者資格者証（（2 (5) に掲げる建設工事の種類）に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。	
	エ <u>（発注者名）の発注した（同種又は類似の工事の内容を詳細に）工事のうち、__年__月__日から__年__月__日の期間に竣工した工事を、元請の（主任（監理）技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）、現場代理人、担当技術者等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【原則、出先機関においては要件化しないこと。適宜修正すること。】</u>	
	オ 建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）について	
アにおいて専任配置が「要」とされている場合		
営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。 【予定価格が 1 億円以上（建築一式工事は 2 億円以上）の場合】 アにおいて専任配置が「要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限る、配置予定技術者とすることを認める。（営業所技術者等の兼務特例）		

		(ア)対象工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。 (イ)兼ねる工事の現場数が1以下であること。 (ウ)営業所から当該工事現場の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。 (エ)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。 (オ)監理技術者等との連絡その他の必要な措置を講ずるための者(連絡員)を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。 (カ)CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (キ)人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。 (ク)当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (ケ)工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。 (コ)現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。 【予定価格が4,500万円以上1億円未満(建築一式工事は9,000万円以上2億円未満)の場合】
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場	以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術

	合	者とすることを認める。 (7) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。 (4) 本工事場所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。 【予定価格が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)の場合】
オ 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）について		
	アにおいて専任配置が「要」とされている場合	経營業務の管理責任者等である者を配置予定技術者とするとは認めない。
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者であることを認める。
カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3 月未満の雇用関係であっても認める。【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】		
キ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐について		
	アにおいて専任配置が「要」とされている場合	工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。ただし、建設業法第26条第3項 第1号 、第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限り

		ではない。(3(3)ケ、コ及び5(5)参照)
	アにおいて専任配置が「不要」とされている場合	工期の始期日から配置できること。
ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(別記様式第2号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする(2(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。)。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。 【以下は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数(3名まで)」は、「複数(3名まで(監理技術者補佐を含まない。))」に、上記「開札後から契約までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。		
ケ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置について (建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下「専任特例1号の場合の監理技術者等」という。))		
本工事は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置は認めない。 【予定価格が1億円以上(建築一式工事は2億円以上)の技術者が専任を要する工事の場合に選択】		
本工事は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める工事である。専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。 (1)各建設工事の請負代金が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。 (2)建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。 (3)当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請		

	次数が3 次以内であること。 (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。 ※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1 年以上有する者であること。 (5) CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。 (7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (8) 兼務する工事の数が2 を超えないこと。 (9) 専任特例 2 号との併用でないこと。 (10) 茨城県農林水産部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。 【予定価格が1 億円未満（建築一式工事は2 億円未満）の技術者が専任を要する工事の場合に選択】
	コ 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置について （建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）） 本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置は認めない。 本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)【維持工事の場合は(1)～(10)】の要件を全て満たさなければならない。 (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。 (3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の

	監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3 月以上の雇用関係があるものであること。 【災害復旧工事の場合は、「3 月以上」を削除すること】 (5) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め 2 件までであること。 (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。 (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。 (8) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 【維持工事の場合は下記を追加する。】 (10) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならないこと。 (※「維持工事」とは 24 時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。)		
(4) 営業所の所在地	(<u>地域名</u>) 内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】		
(5) 建設業許可	(<u>2 (5) に掲げる建設工事の種類</u>) について、<u>特定建設業</u>の許可を受けていること。【発注金額等に応じて「特定建設業の」の文言を削除可】		
(6) 経営事項審査	(<u>2 (5) に掲げる建設工事の種類</u>) について、契約締結日において、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。		
(7) 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	ア 対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。 イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）でないこと。 ※ 詳細については、共通事項説明書による。 <table border="1" data-bbox="636 1868 1198 1917"> <tr> <td>設計業務等の受託者</td> <td>〇〇〇〇設計（株）</td> </tr> </table>	設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）
設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）		
(8) 共通事項	共通事項説明書による。		

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html イ 閲覧による方法 (ア) 場所：公共事業情報センター (イ) 期間：____年__月__日～____年__月__日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） (ウ) 時間：9時から（水曜日のみ10時から）16時まで （正午から13時までを除く。） 【イは、必要に応じ記入】				
(2) 設計図書の購入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 866 603 1426"> 有り </td><td data-bbox="603 866 1394 1426"> （設計図書・図面）は、次の指定印刷店で購入すること。 ・購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休目を除く。） ・購入先 指定印刷店____住所 商号又は名称 電話番号 FAX番号 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】 </td></tr> <tr> <td data-bbox="518 1391 603 1426"> 無し </td><td></td></tr> </table>	有り	（設計図書・図面）は、次の指定印刷店で購入すること。 ・購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休目を除く。） ・購入先 指定印刷店____住所 商号又は名称 電話番号 FAX番号 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】	無し	
有り	（設計図書・図面）は、次の指定印刷店で購入すること。 ・購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休目を除く。） ・購入先 指定印刷店____住所 商号又は名称 電話番号 FAX番号 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】				
無し					
(3) 設計図書に関する 質疑	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、資料を添付する場合は、画像データ（TIF形式）又はテキストデータ（TXT形式）とすること。 回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html） ・ 質疑受付期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで ・ 提出先：担当部局 ・ 回答閲覧期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも____時から____時まで				

	イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、<u>〇〇〇〇事務所</u>に於いて閲覧に供する。 ・ 質疑受付期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） ・ 書面の提出先：担当部局に同じ。 FAX番号_____ ・ 回答閲覧期間 ____年__月__日～____年__月__日（休日を除く。） いずれも 9 時から 16 時まで（正午から 13 時までを除く。）
(4) 現場説明会	実施しない。

5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

(1) 申請方法	紙入札方式による入札参加の承諾を得た場合を除き、原則、「競争参加資格確認資料」（別記様式第 2 号）及び「自己採点表兼評価点算定資料一覧表」（技術資料・様式第 1 号）については、電子入札システムにより申請すること。 【一括審査方式の場合の記載方法】 「競争参加資格確認資料」（別記様式第 2 号）及び「技術資料の一括提出申請書」（技術資料・別記様式第 0 号）については、電子入札システム(※)により申請すること。 【専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】を認める場合に記載】 専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合は、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。 【専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 なお、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（別添様式）をあわせて電子入札システム（※）により申請すること。この場合、別記様式第 2 号の（5）には専任特例 2 号の場合の監理技術者となる者を記載すること。 【電子契約対象工事の場合に記載】 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約
----------	--

	の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 【適宜、加除・修正すること。】 (電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)	
(2) 申請期間	ア 受付開始： ____年__月__日 () __時__分 イ 締切： ____年__月__日 () __時__分 (必着) ※： 休日は申請を受け付けない。	
(3) 申請時の提出書類	2 (7) において総合評価方式の適用の有無が「有り」の場合	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(別記様式第2号) (承認を受けたうえ紙申請とする場合は、別記様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。) イ 5-2 (1) に示す技術資料(総合評価方式関連) ウ 競争参加資格確認資料(別記様式第2号) 2 / 2 面 作成要領 2 (1) ~ (3) の資料 エ 必要に応じ、(4) に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)、(5) に係る届出書(主任技術者の兼務届) 【以下は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】を認める場合に記載】 オ 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書(別添様式) ※専任特例1号の場合の監理技術者の配置又は営業所技術者等の兼務特例を認める場合に記載】を予定する場合のみ 【以下は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 カ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式) ※専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 キ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)
	2 (7) において総合評価方式の適用の有無が「無し」の場合	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(別記様式第2号)(承認を受けたうえ紙申請とする場合は、別記様式第1号についても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。) イ 必要に応じ、(4) に係る申請書(主任(監理)技術

	者重複申請書）、(5)に係る届出書（主任技術者の兼務届） 【以下は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める場合に記載】 ウ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（別添様式） ——専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 エ 電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）
	※ 提出書類は、原則として電子ファイルにして提出すること。 ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 この場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル。様式は任意）を添付して電子入札システムにより提出すること。 ① 郵送等により送付する旨の表示 ② 郵送等により送付する書類の目録 ③ 郵送等により送付する書類のページ数 ④ 発送（送付）年月日 ※ 電子ファイルは、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）で作成すること。
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること。）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること。）。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札

	は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※ 郵送による場合には書留郵便によること。 なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5) 専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書	3 (3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。 (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内（<u> </u>市（町）（村））であること 【市町村名を記載すること】 (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと (3) 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと (4) 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の兼務届」を提出すること（(3)と併せて、紙媒体により申請（提出）すること。）。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	共通事項説明書による。

5－2 総合評価方式に係る技術資料

2 (7)において、総合評価方式の適用の有無が「有り」とされている場合、5の競争参加資格確認申請に併せ、農林水産部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号） イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号） ウ 施工実績評価資料（様式第3号） エ 配置予定技術者評価資料（様式第4号） オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号） カ 地域活動実績評価資料（様式第7号） キ 企業の新規雇用実績（様式第14号）
----------------	---

	ク 若手又は女性技術者の配置（様式第 15 号） ケ 登録基幹技能者の配置（様式第 16－1 号） コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第 17 号） サ ICT 施工技術の活用計画書（様式第 18 号） シ 週休 2 日制工事の施工実績（様式第 19 号） ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第 20 号） セ 技術資料の一括提出申請書（別記様式第 0 号） 【適宜、加除・修正すること。】 【各様式を添付し、参加者に示すこと。】 【以下は、一括審査方式の場合に記載】 なお、2（10）の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。
(2) 提出方法	5（1）に同じ。（5 の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	5（2）に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1 位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は 0 点とする。 エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、共通事項説明書による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 （電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 入札期間	ア 受付開始： ____年__月__日（__）__時__分

	イ 締切 : ____年__月__日 (__) __時__分 (必着) ※休日は入札を受け付けない。 【締切日は、競争入札執行（開札）の日の前日（当該前日が休日である場合には、競争入札執行（開札）日の直前でかつ休日とならない日）とすること。】
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること。）。なお、該当する場合は、(5)の調査票についても郵送（書留に限る。）等により提出すること。 ※ 工事費内訳書は、TIF 形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用し CSV 形式のテキストデータに変換して提出すること。
(5) 競争入札執行（開札）の日時（予定）	____年__月__日 (__) __時から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。
(7) 入札参加者が 1 者のみの場合	入札の執行を取り止める。
(8) 共通事項（落札者の決定方法等）	有効な入札として取り扱う。 共通事項説明書による。

7 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という。）第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第1項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行う際ので、別途担当部局から連絡する。 (1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

8 技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・ 契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が2メガバイト以内）は、事前に電子入札システムにより提出して差し支えない。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	共通事項説明書による。 【以下は、ゼロ債務負担行為活用工事の場合に記載】 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。

(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）様式第 2 号）により、契約書を作成するものとする。 【以下は、余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、落札者は、契約締結までに、工期の始期日を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（契約）課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic_contracting/	
(5) 議会の議決	不要	
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合	契約日から本契約とする。
	(5)において、議	本工事に係る工事請負契約については、地方自治

	会の議決が「要」とされている場合	法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。
(7) 建設リサイクル関連	有り	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
	無し	
(8) 火災保険付保険の要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
	有り	無し
(10) 最低制限価格又は調査基準価格の算定に係る留意事項	無し	
	有り	ア _____ イ _____ 【例えば、設備工事など特殊な積算体系の工事において、「ア 直接工事費に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	共通事項説明書による。	

9 その他

本公告文において、取り消し線〔例：入札公告〕が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

〔以下、入札公告時には必ず削除〕

（入札公告作成に関する注意事項）

- ・下線が引かれた部分については、必要事項を記入（編集）すること。
- ・2 (7) 等、選択肢がある部分については、条件として適用しない選択肢の方に取り消し線を付し、無効化すること。また、総合評価方式を適用しない場合は、「5-2 総合評価方式に係る技術資料」についても、全体に取り消し線を付し、無効化すること。

- ・ その他の公告文については、本入札公告例の記載のとおりとすることを原則とするが、特に必要がある場合は、加除・修正することも妨げない。
- ・ 薄字（灰色文字）とした部分については、出先機関では原則条件等としないことになっているものや、現状、多くの入札において条件等として付していないものであるので、個別公告の作成にあたっては注意すること。（適用しない場合は、消去すること。）
- ・ 【 】 書き部分については、入札公告作成者に対する注意事項であるので、公告時に必ず削除すること。

(別記6) 入札公告例 (その4) [特定JV対象工事用]

入 札 公 告

「特定JV対象工事用(総合評価一般競争入札(事後審査方式))」

~~[ゼロ債務負担行為 活用工事]~~

~~〔余裕期間 設定工事〕~~

[電子契約対象工事]

[一括審査方式対象工事]

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「一般競争入札共通事項説明書」（以下「共通事項説明書」という。）の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

なお、本件は総合評価一般競争入札（事後審査方式）による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の〇件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事の入札である。入札にあたっては、本公告２(4)、６(1)、６－２、８、９(3)、９(4)に留意すること。

公告日： 年 月 日

茨城県知事 ○○ ○○

1 担当部局（問い合わせ先）

(1) 担当課名	茨城県農林水産部〇〇〇〇課	
(2) 住所	〒XXX-XXXX 茨城県〇〇市〇〇 X-X	
(3) 担当及び連絡先	(契約担当) 〇〇課	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX E-mail：〇〇@pref.ibaraki.lg.jp
	(工事担当) 〇〇課	担当：〇〇 〇〇 電話：029 (XXX) XXXX

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	<u>XXX-XXXXX-XX</u> <u>〇〇〇〇〇〇工事</u>
(2) 工事場所	<u>〇〇市〇〇</u>
(3) 工事概要	

	【規模、構造、工法等を記載】	
(4) 工期	<u>XXX 日間</u> 【以下は、余裕期間設定工事（発注者指定方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）</u>であり、<u>工期は 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。</u>ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。 【以下は余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、本件は「茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領」に基づき<u>余裕期間を設定した工事（任意着手方式）</u>であり、落札者は、余裕期間（契約締結日の翌日から 年 月 日までの期間）の範囲内で、<u>工期の始期日を任意に設定することができる</u>（休日を除く。）。ただし、低入札価格調査等により、余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、契約締結日の翌日を工期の始期日とする。	
(5) 建設工事の種類 (業種区分)	<u>〇〇〇〇工事</u> 【土木一式工事等、建設業法別表第 1 に示される 29 の区分より選択】 【競争参加資格要件において、PC 工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点により要件化する場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事と記載すること。】	
(6) 予定価格	金 円（消費税及び地方消費税を含む。）	
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、<u>施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）</u>の工事である。【適宜、加除・修正すること。】	
(8) 最低制限価格	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する（特に、この場合における入札・契約の諸条件については、共通事項説明書等により確認しておくこと）	
(10) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限	有り	ア 本工事の入札は、<u>分割発注・同一工種の工事</u>に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。 ① <u>（工事番号、工事名）</u> ② <u>（工事番号、工事名）</u> ③ <u>（工事番号、工事名）</u> ・ ・ ・ ・ ・ イ 本工事に特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる

	特定ＪＶをそれぞれ結成する場合に限り、アに示すその他の工事に対しても、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。 ウ アに示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一構成の特定ＪＶは、同日に実施されるその後の<u>分割工事・同一工種の工事</u>の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。
	無し
(11) その他	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 イ この工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（全てを満たすこと）。

(1) 入札参加資格		
2 (1)に示す工事の施工を目的として結成された特定ＪＶとして、以下のア～カのいずれも満たし、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること（資格決定に係る申請方法等については、5 を参照。）。		
ア 構成員数	__者	
イ 出資比率	各構成員の出資比率の下限は__%以上、代表構成員の出資比率は全構成員中最大であること。	
ウ 建設業許可	全ての構成員が、(2 (5)に掲げる <u>建設工事の種類</u>)について、特定建設業の許可を受けていること。	
エ 経営事項審査	全ての構成員が、(2 (5)に掲げる <u>建設工事の種類</u>)について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。	
オ 対象工事の設計業務等の受託者との関係（いずれも満たすこと）	(ア) 対象工事の設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）を含む特定ＪＶでないこと。 (イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者（※）を含む特定ＪＶでないこと。 ※：詳細については、共通事項説明書による。	
	設計業務等の受託者	〇〇〇〇設計（株）
カ 各構成員別の基準	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。	

	キ 共通事項	共通事項説明書による。
(2) 代表構成員に係る基準（いずれも満たすこと）		
ア 単体としての 入札参加資格 (いずれも満た すこと)	(ア) <u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、(・ 年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが____等級であること。(かつ、)(・ 年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類※)</u>の<u>(総合点数)・(経営事項評価点数)</u>が、____点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】 【※：PC工事、法面工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件を定める場合は、2(5)に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれPC工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 (イ) <u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、(・ 年度)茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が____円以上の者であること。 【(イ)は、必要に応じ設定】 【名簿に登載された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】	
イ 施工実績（い ずれも満たすこ と）	(ア) <u>(地域名)</u>内において、<u>(発注者名)</u>の発注した一件の規模が円以上の<u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 (イ) 茨城県が発注した一件の規模が____円以上の<u>(工事の内容)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 【(イ)は、必要に応じ設定】	
ウ 配置予定技術 者（いずれも満 たすこと）	(ア) 本工事へ専任で配置できること（本工事のみの専任配置とすること。）。 (イ) <u>(代表的な資格の名称)</u>の資格を有する等、<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>について、建設業法第26条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。【工事の特性・難易度に応じて設定すること】 (ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（<u>(2(5)に掲げる建設工事の種類)</u>に対応するもの）を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 (エ) <u>(発注者名)</u>の発注した<u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u>工事のうち、____年__月__日から____年__月__日の期間に竣工した	

		工事を、元請の（主任（監理）技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）、現場代理人等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【適宜修正すること。】 (オ) 建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）でないこと。 (カ) 建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（以下「経營業務の管理責任者等」という。）でないこと。 (キ) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（別記様式第 2 号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第 4 号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	（地域名）内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】
(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準（いずれも満たすこと）		
【3 者以上の JV とする場合は、適宜 (4) 以降として追加すること。】		
ア 単体としての入札参加資格（いずれも満たすこと）	(ア)	（2 (5) に掲げる建設工事の種類）について、（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが 等級であること。（かつ、）（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された（2 (5) に掲げる建設工事の種類※）の（総合点数）・（経

	営事項評価点数) が、____点以上の者であること。 【格付け要件と点数要件については、いずれか又は双方を指定すること。】 【※：PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事の経営事項評価点数により要件を定める場合は、2 (5) に掲げる建設工事の種類ではなく、それぞれ PC 工事、法面工事、鋼橋上部工事と記載する。以下同じ。】 (イ) (2 (5) に掲げる建設工事の種類) について、(____年度) 茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が____円以上の者であること。 【(イ) は、必要に応じ設定】 【名簿に登録された年間平均完成工事高は、原則税抜となっていることに留意】
イ 施工実績 (いずれも満たすこと)	(ア) (地域名) 内において、(発注者名) の発注した一件の規模が円以上の (同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、____年 月 ____日から ____年 ____月 ____日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)。 (イ) 茨城県が発注した一件の規模が____円以上の (工事の内容) 工事のうち、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。)。 【(イ) は、必要に応じ設定】
ウ 配置予定技術者 (いずれも満たすこと)	(ア) 本工事へ専任で配置できること (本工事のみの専任配置とすること。)。 (イ) (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(2 (5) に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者 (国家資格を有する者に限る。) 又は監理技術者になり得る者であること。【工事の特性・難易度に応じて設定すること】 (ウ) 建設業法第 26 条第 2 項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証 ((2 (5) に掲げる建設工事の種類) に対応するもの) を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 (エ) (発注者名) の発注した (同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の (主任 (監理) 技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人等、詳細に) として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。【適宜修正すること。】 (オ) 建設業許可における営業所技術者等でないこと。

		(カ) 経營業務の管理責任者等でないこと。
		(キ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。 【災害復旧工事の場合は、3 月以上を削除すること】
		(ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること（工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。）。
		(ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料（別記様式第 2 号）及び配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第 4 号）は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。
	エ 営業所の所在地	（<u>地域名</u>）内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。 【営業所（支店等）＝従たる営業所に係る地域要件については、必要に応じ設定すること。】

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html イ 閲覧による方法 (7) 場所：公共事業情報センター （茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階） (イ) 期間：____年__月__日～____年__月__日（茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。） (ウ) 時間：9 時から（水曜日のみ 10 時から）16 時まで （正午から 13 時までを除く。）
(2) 設計図書の購入	（<u>設計図書・図面</u>）は、次の指定印刷店で購入すること。 購入期間 ____年__月__日～____年__月__日（指定印刷店の休日を除く。）

	・ 購入先 指定印刷店 住 所 _____ 商号又は名称 _____ 電話番号 _____ F A X 番号 _____ 【インターネット上に全部、又は一部を公表せず、購入による方法により配布する場合、記載】
(2) 設計図書に関する 質疑	設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。なお、資料を添付する場合は、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）とすること。 回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行う。 （電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibarakig.jp/nyusatsu.html） ・ 質疑受付期間 年 月 日～ 年 月 日（休日を除く。） いずれも 時から 時まで ・ 提出先：担当部局 ・ 回答閲覧期間 年 月 日～ 年 月 日（休日を除く。） いずれも 時から 時まで
(3) 現場説明会	実施しない。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を以下の(1)～(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

(1) 申請方法	郵送による（書留郵便に限る。）。	
(2) 提出先	1 の担当部局	
(3) 申請期間	____年__月__日（__）まで必着 【6(2)の締切日と同一とすること。】	
(4) 申請時の提出書類 （紙媒体に限る） 【様式を必ず添付して、公告すること。】	ア 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）	3 部
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3 部
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等） ※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	各 1 部

	の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。	
	エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状	1 通
	オ 返信用封筒（ア～ウに掲げる書類各 2 部を返送するのに必要な切手を貼付すること。）	1 通
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。	
	実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所	
(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。	
	実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所	
(7) 代表構成員以外の構成員が指名停止措置を受けた際の入札参加資格地位承継認定申請	ア 申請方法等 (7) 提出方法及び提出場所 緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。 (イ) 提出書類 - a 特定建設工事共同企業体解散届 - b 入札参加資格地位継承認定申請書 - c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類 - d 新たに結成する特定JVに係る6(3)に掲げる書類 - イ その他、地位承継（再結成）に係る詳細の条件等については、共通事項説明書による。	
(8) 共通事項	共通事項説明書による。	

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、5のほか、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請方法	紙入札方式による入札参加の承諾を得た場合を除き、原則、「競争参加資格確認資料」（別記様式第2号）及び「自己採点表（兼評価点算定資料一覧表）」（技術資料・様式第1号）については、電子入札システムにより申請すること。
----------	--

	【一括審査方式の場合の記載方法】 「競争参加資格確認資料」（別記様式第2号）及び「技術資料の一括提出申請書」（技術資料・別記様式第0号）については、電子入札システム(※)により申請すること。 【電子契約対象工事の場合に記載】 また、電子契約用メールアドレス確認書（別添様式）に、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。 【適宜、加除・修正すること。】 （電子入札システムURL：http://ppi.cals-ibarakai.lg.jp/nyusatsu.html）
(2) 申請期間	ア 受付開始：____年__月__日（__）__時__分 イ 締切：____年__月__日（__）__時__分（必着） ※：休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」（別記様式第2号） （全構成員について、作成すること。） （承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、別記様式第1号についても作成のうえ、併せて申請（提出）すること。） イ 6-2(1)に示す技術資料（総合評価方式関連） ウ 競争参加資格確認資料（別記様式第2号）2／2面 作成要領2(1)及び(2)の資料 エ 必要に応じ、(4)に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請書） オ 契約締結（予定）日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（全ての構成員に係るものを、書留郵便等により提出すること。） 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 カ 電子契約用メールアドレス確認書（別添様式） ※ 提出書類は、原則として電子ファイルにして提出すること。 ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。 この場合、次の内容を記載した目録（電子ファイル。様式は任意）を添付して電子入札システムにより提出すること。 ① 郵送等により送付する旨の表示 ② 郵送等により送付する書類の目録 ③ 郵送等により送付する書類のページ数 ④ 発送（送付）年月日 ※ 電子ファイルは、画像データ（TIF形式）又はテキストデータ（TXT

	形式）で作成すること。
(4) 配置予定技術者の重複申請	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、本工事の落札者と同一構成の特定JVが入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。 ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(3)と併せて、申請（提出）すること。）。 イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること。）。 ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。 ※： 郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。
(5) 提出書類（(3)イの技術資料を含む）の作成説明会	実施しない。
	実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所
(6) 提出書類（(3)イの技術資料を含む）のヒアリング	実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。
	実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所
(7) 共通事項	共通事項説明書による。

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号） イ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号） ウ 施工実績評価資料（様式第3号） エ 配置予定技術者評価資料（様式第4号） オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号） カ 地域活動実績評価資料（様式第7号） キ 企業の新規雇用実績（様式第14号） ク 若手又は女性技術者の配置（様式第15号） ケ 登録基幹技能者の配置（様式第16-1号） コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第17号） サ ICT施工技術の活用計画書（様式第18号） シ 週休2日制工事の施工実績（様式第19号） ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第20号） セ 技術資料の一括提出申請書（別記様式第0号） 【適宜、加除・修正すること。】 【各様式を添付し、参加者に示すこと。】 【以下は、一括審査方式の場合に記載】 なお、2(10)の複数工事に参加をする場合、上記ア～スの資料は、参加を希望する工事のうち、順番の早い工事にのみ添付すること。
(2) 提出方法	6(1)に同じ。（5の書類と併せて提出すること。）
(3) 提出期間	6(2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5) 技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。 ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。 エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は本来の評価点とする。 オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評

	価項目の評価点は自己評点どおりとする。 カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、共通事項説明書による。
(6) 競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

7 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。 (電子入札システム URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 入札期間	ア 受付開始：____年__月__日() __時__分 イ 締切：____年__月__日() __時__分(必着) ※ 休日は入札を受け付けない。 【締切日は、競争入札執行(開札)の日の前日(当該前日が休日である場合には、競争入札執行(開札)日の直前であつ休日とならない日)とすること。】
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(入札書の提出と併せて、電子入札システムにより提出すること)。 ※ 工事費内訳書は、TIF 形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用し CSV 形式のテキストデータに変換して提出すること。 イ 入札価格に関する誓約書(別添様式 2)(郵送(書留に限る。)等により提出)
(5) 競争入札執行(開札)の日時(予定)	____年__月__日() __時から
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。
(7) 入札参加者が 1 者のみの場合	入札の執行を取り止める。 有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項(落札者の決定方法等)	共通事項説明書による。

8 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という。）第6条第4項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第1項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。 イ アの提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により送付すること。 ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1) アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、別途担当部局から連絡する。 (1) アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、部分払い	詳細については、共通事項説明書による。 【以下は、ゼロ債務負担行為活用工事の場合に記載】 なお、本件は「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。このため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができないことに留意すること。
(4) 契約書	建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第2号）により、契約書を作成するものとする。 【以下は、余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に記載】 なお、落札者は、契約締結までに、工期の始期目を決定し、契約締結までに発注者に別添様式により通知すること（低入札価格調査等により余裕期間内に契約締結ができない場合は不要とする。）。 【以下は、電子契約対象工事の場合に記載】 ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。 (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成

	し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（契約）課へ電子メールで送付すること。 なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。 (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。 なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。 https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic_contracting/	
(5) 議会の議決	不要	
	要	この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。 なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合	契約日から本契約とする。
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合	本工事に係る工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用	

	を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。	
(8) 火災保険付保険の 要否	要する	
	不要とする	
(9) 関連工事の随意契約予定	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定	
		有り 無し
(10) 調査基準価格の 算定に係る留意事項	無し	
	有り	ア _____ イ _____ 【例えば、設備工事など特殊な積算体系の工事において、「(1)直接工事費に機器費を加えた金額を直接工事費相当額として算定する。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	共通事項説明書による。	

10 その他

本公告文において、取り消し線〔例：入札公告〕が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

〔以下、入札公告時には必ず削除〕

（入札公告作成に関する注意事項）

- ・下線が引かれた部分については、必要事項を記入（編集）すること。
- ・2 (10) 等、選択肢がある部分については、条件として適用しない選択肢の方に取り消し線を付し、無効化すること。
- ・その他の公告文については、本入札公告例の記載のとおりとすることを原則とするが、特に必要がある場合は、加除・修正することも妨げない。
- ・薄字（灰色文字）とした部分については、現状、多くの入札において条件等として付していないものであるため、個別公告の作成にあたっては注意すること。（適用しない場合は、消去すること。）
- ・【 】書き部分については、入札公告作成者に対する注意事項であるため、公告時に必ず削除すること。

一般競争入札共通事項説明書

茨城県農林水産部

茨城県農林水産部が発注する建設工事の一般競争入札に参加するために必要な資格等に関し、入札公告に定めるもの以外の共通事項については、次のとおりとする。

1 競争参加資格

入札公告に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画認可の決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (4) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

2 対象工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者について

入札公告に示される「受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

- (1) 対象工事に係る設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 電子入札について

- (1) 入札に参加を希望する者のうち、競争参加資格確認申請、入札等を電子入札システムにより行おうとする者は、入札公告に示された競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第13条第1項に定めるものをいう。)を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。
- (2) 競争参加資格確認申請書、入札書等の提出された時点は、入札公告に示された担当部局(以下「担当部局」という。)において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。
- (3) 電子入札システムによりがたい場合には、担当部局に紙入札方式参加(移行)承諾願を提出するこ

とによりその承諾を得て、書面等により資料の提出や入札等をすることができる。(方法は、4 (2) による。)

4 競争参加資格の申請、確認等

(1) 電子入札システムによる申請等に当たっての留意事項

ア 電子ファイルの作成基準は、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。
イ 紙媒体による提出物については、競争参加資格確認申請期間内に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。なお、この場合においては、①郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送（送付）年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

※ 電子ファイルは、画像データ（TIF 形式）又はテキストデータ（TXT 形式）で作成すること。

ウ イによる提出先は担当部局とする。

(2) 郵送又は電子メールによる競争参加資格確認申請書等の提出方法等（電子入札システムによりがたい場合のみ）

ア 競争参加資格確認申請書、技術資料及びその他提出を要する資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）にて送付する場合には、3 (3) によりあらかじめ担当部局の承諾を得ること。なお、提出を郵送又は電子メールで行った者は、入札についても郵送又は電子メール（5 (6) の方法）によること。

イ 郵送又は電子メールによる場合は、競争参加資格確認資料（別記様式第2号）のほか、競争参加資格確認申請書（別記様式第1号）についても併せて作成し、提出すること。

ウ イのほか、入札公告において、競争参加資格確認申請時に提出を求められている書類がある場合は、併せて郵送又は電子メールにより送付すること。

エ 郵送する場合は、書面（紙媒体）により提出すること。

オ 電子入札システムによる受付締切（同日同時刻）までに担当部局が受領できるよう郵送すること。

カ 提出先は、担当部局とすること。

(3) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(4) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明等を求めることがある。

(5) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

(6) 競争参加資格の確認は、開札の結果、落札候補者となった者に対してのみ、競争参加資格確認の申請日現在を審査基準日として行う（別に定めているものを除く。）ので、落札候補者となった者は、直ちに競争参加資格の裏付けとなる以下のア～エのうち必要な書類（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。）をファクシミリ等により担当部局へ提出すること（競争参加資格確認申請時又は入札時に提出済みの書類の再提出は要しない。）。なお、確認の結果、競争参加資格がある場合にあっては、競争参加資格確認通知書は通知しない。

ア 施工実績の確認に要する書類

「コリンズ（工事実績情報システム）」に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

＊ 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊ 登録内容確認書は、竣工時のものに限る（イにおいて同じ。）。

イ 配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

- ・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
- ・ 登録内容確認書

ウ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）

＊ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

エ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の15））の写し（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）

総合評定値の請求をしていない者にとっては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

- (7) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、担当部局に対して書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (8) 受付日時までに申請を行わなかった者は、入札への参加を認めない。
- (9) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

5 入札に関する詳細

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより担当部局へ提出することとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、3(3)により担当部局の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出することができる。

(2) 提出書類

ア 入札書（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

イ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(3) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。

- (4) 電子入札システムによる入札の場合、受付期間の間に、担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。
- (5) 3 (3)により紙入札（電子メールで提出されるものを含む。）を承諾された者においても、入札公告に示された電子入札システムにおける入札の締切日時を提出期限とし、その期限を過ぎて到達した入札書は受理しない。
- (6) 紙入札の方法（3 (3)により承諾された者のみ）
- ア 郵送の際に用いる封筒は、任意の二重封筒とする。
- イ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
- ウ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。
- エ 電子メールによる場合は、電子メールの題名に「入札書」と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載すること。また、入札書及び工事費内訳書については、所定の様式に記載したうえで画像ファイル(TIF形式)に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。
- パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトまでとなっているので注意すること。）
- オ (3)のくじ番号については、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載すること。
- なお、くじ番号の記載が無い場合は、「000」とみなす。
- カ 提出先は、担当部局とする。
- (7) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (8) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、落札決定後においても契約を締結せず、契約後においては契約を解除することがある。
- (10) 入札執行回数は、1回とする。
- (11) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでの間はいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、個別の入札公告に示された入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。なお、担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出することができる。
- (12) 期限までに入札書が提出されない場合には、(11)にかかわらず入札を辞退したものとみなす。
- (13) (11)又は(12)により入札を辞退した者においても、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

6 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (3) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書の記載内容に疑問点がある場合は、確認を求めることがある。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。
- (6) Excel 形式を使用して作成し、TIF 形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用し CSV 形式のテキストデータに変換して電子入札システムにより提出する。

7 前払金、中間前払金、部分払

(1) 前払金

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の 4 割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ あらかじめ調査基準価格を設定しており、入札公告に示された「建設工事の種類」が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の 2 割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2 割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

(4) その他

(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

ただし、ゼロ債務負担行為活用工事である場合は、上記によらず、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 入札書を 2 通以上提出した場合
- (4) 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合
- (5) 承認を受け紙入札に移行した場合において、委任状を提出しない代理人がした入札の場合
- (6) 担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

- (7) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (8) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (9) 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。）
- (10) 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合
- (11) 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合
- (12) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合
- (13) 競争参加資格の審査基準日（各入札参加者の競争参加資格確認申請日）の翌日以降、入札執行（開札）予定日までに、競争参加資格を満たさなくなった者のした入札の場合

9 落札者の決定方法等

(1) 総合評価方式を適用しない場合

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（ウに該当する者を除く。）。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする（ウに該当する者を除く。）。

イ 落札となるべき同一の金額の入札をした者が2人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

ウ あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

エ 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

(2) 総合評価方式を適用する場合

ア 次の(ア)～(オ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（カ、キのいずれかに該当する者を除く。）。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。

(イ) イにより算定する評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

(エ) 施工計画の評価が不可でないこと（簡易型の場合に限る。）。

(オ) 技術提案の評価が不可でないこと（標準型の場合に限る。）。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格

の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（カ、キのいずれかに該当する者を除く。）。

イ 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の（ア）、（イ）により算定する。

（ア） 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

・ 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 評価点) / 入札価格

（イ） 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・ 標準点 100点

・ 評価点 入札公告で示される「評価項目及び評価基準」における合計とする。

ウ 施工計画（簡易型の場合のみ）、技術提案（標準型の場合のみ）の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。

エ 事後審査方式の場合、評価については、提出された自己採点表と開札結果をもとに、入札参加者全員の自己採点及び仮の評価値を算出して落札候補者を決定し、開札後に落札候補者のみ自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。電子入札システムにおける評価完了通知書は、仮の評価が完了したことを通知したものであり、技術資料の内容を確認したものではない。

オ 落札となるべき同一の評価値となった者が2人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

カ あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、発注者の求める資料を提出しなければならない。なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

キ あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の（ア）～（エ）の要件（数値的判断基準）を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

（ア） 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）

（イ） 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

（ウ） 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

（エ） 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の30%以上であること。

ク 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

10 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執

行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

11 入札に関連する様式等

- (1) 入札公告と併せて入札情報サービスに掲載するので、必要に応じダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- (2) ダウンロードできる書類

書 類	関連条項
ア (様式) 紙入札方式参加承諾願・紙入札方式移行承諾願	3 (3)
イ (様式) 主任 (監理) 技術者重複申請調書	4 (9)
ウ (様式) 競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書	4 (2) 4 (9)
エ (様式) 主任技術者の兼務届	4 (9)
オ 郵送又は電子メールによる書面の提出方法について	4 (2) 5 (6)
カ (様式) 辞退届	5 (11)
キ 工事費内訳書の作成について	6 (1)
ク 低入札価格調査に係る要領等	低入札調査関連
ケ 最低制限価格に関する要領	最低制限価格関連

12 その他

- (1) 落札者において、落札決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は契約を結ばない。また、契約後においては契約を解除する場合がある。

- (2) 監理技術者、専任特例 2 号の場合の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、監理技術者等を変更する場合は、競争参加資格として示した要件（資格等）を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

- (3) 提出された申請書等は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (6) 入札公告及び本書に示される「休日」とは、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。
- (7) 入札公告及び本公告における「竣工」とは、工事目的物の全てを発注者に対し引渡した状態をいう。
- (8) あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ入札公告で示された「建設工事の種類」が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含

む。)のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者又は監理技術者補佐はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県農林水産部発注工事において、入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のア～エのいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする（現場代理人とも別である者の配置を求めることを意味する。）。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関した指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(9) 総合評価方式における技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(10) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定及び建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）への登載に関する競争参加資格確認については、2年ごとに行っている名簿の切替時で、切替後に競争参加資格確認申請の締切が到来するものは、切替前の入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載をもって行う。

【各種提出資料の提出時期（参考）】

[単体及び経常ＪＶ対象工事]

※：標準的な提出時期をまとめたものであり、詳細については入札公告を確認すること。

茨 城 県 農 林 水 産 部

	一般競争入札	総合評価一般競争入札	
		(事前審査方式)	(事後審査方式)
競争参加資格確認資料 (別記様式第2号)	入札公告において指定された申請期間内に提出 (＝参加申請時)		
専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書	入札公告において指定された申請期間内に提出(＝参加申請時) (専任特例1号の場合の監理技術者等の配置もしくは営業所技術者等の兼務特例を認める工事で、かつ専任特例1号の場合の監理技術者等の配置もしくは営業所技術者等の兼務特例を予定する場合のみ)		
専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書	入札公告において指定された申請期間内に提出(＝参加申請時) (専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事で、かつ専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ)		
主任(監理)技術者重複申請書	参加申請時(重複申請する場合のみ)		
主任技術者の兼務届	参加申請時(兼務実施予定の場合のみ)		
技術資料(総合評価関連)	開札後(ファクシミリ等)★ (落札予定者のみ)	参加申請時	
競争参加資格の裏付資料(※1)			
工事費内訳書	入札時		
低入札に係る調査表又は低入札価格調査辞退届出		開札後(書留で提出) (調査基準価格を下回る額で入札したもの)	開札後(書留で提出) (調査基準価格を下回る額で入札したもの)
経審結果(※2)		開札後(ファクシミリ等)★ (落札予定者のみ)	技術資料審査完了後 (ファクシミリ等)★ (落札候補者のみ)

※１：企業の施工実績・技術者の施工経験を証する書類（コリンズ等）、資格者証、監理技術者証・講習修了履歴、雇用関係確認書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）等

※２：経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 等

★：先行して、参加申請時又は入札時に提出することも可。

一 般 競 争 入 札 共 通 事 項 説 明 書

茨 城 県 農 林 水 産 部

茨城県農林水産部が発注する建設工事の一般競争入札に参加するために必要な資格等に関し、入札公告に定めるもの以外の事項については、次のとおりとする。

1 入札参加資格及び競争参加資格

個別の入札公告に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。

- (1) 全ての構成員が、茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること（経常建設共同企業体を構成員として含む特定JVによる申請の場合は、入札参加資格を認めない）。
- (2) 構成員に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当している者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けている者が含まれないこと。
- (3) 構成員に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者が含まれないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画認可の決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする者（特定JV）が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 構成員に、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者が含まれないこと。

2 対象工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある者について

入札公告に示される「受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

- (1) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 電子入札について

- (1) 入札に参加を希望する者のうち、競争参加資格確認申請、入札等を電子入札システムにより行おうとする者の代表構成員は、入札公告に示された競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものを

いう。)を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

- (2) 競争参加資格確認申請書、入札書等の提出された時点は、入札公告に示された担当部局（以下「担当部局」という。）において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。
- (3) 電子入札システムによりがたい場合には、担当部局に紙入札方式参加（移行）承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面等により資料の提出や入札等をすることができる（方法は、5(2)による。）。

4 入札参加資格の申請、審査等

(1) 審査基準日

5の競争参加資格確認の申請日現在を審査基準日として審査を行う。

- (2) 受付日時までに申請を行わなかった者に係る申請は、受け付けない。

(3) 入札参加資格の承継基準

入札参加資格を認められた特定JVにおいて、代表構成員を除く構成員が指名停止措置を受けたときにおいて、以下のア～エの条件をすべて満たす場合に限り、入札参加資格の承継をすることができる。

ア 当該指名停止措置を受けた構成員（以下「指名停止構成員」という。）以外の構成員が、当該特定JVを解散して、指名停止措置を受けた構成員に代わる建設業者を加えた構成による特定JVを新たに結成し、解散前の特定JVが有していた入札参加資格を承継しようとする場合

イ 新たに結成する特定JVが、入札公告に示す入札参加資格及び競争参加資格の基準を満たす場合

ウ 当該指名停止措置の始期日が、当該特定JVの競争参加資格の確認を行った入札委員会開催日の翌日から入札の執行日（開札予定日）の5日前までの期間中である場合

エ 当該指名停止措置の始期日から、入札の執行日（開札予定日）の5日前までの期間に、入札公告に示す地位承継認定申請に係る手続き（申請書等の提出）が適正に行われた場合

5 競争参加資格の申請、確認等

(1) 電子入札システムによる申請等に当たっての留意事項

ア 電子ファイルの作成基準は、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。

イ 紙媒体による提出物については、競争参加資格確認申請期間内に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体（書留郵便）ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。なお、この場合においては、①郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送（送付）年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

※ 電子ファイルは、画像データ（TIF形式）又はテキストデータ（TXT形式）で作成すること。

ウ イによる提出先は担当部局とする。

(2) 郵送による競争参加資格確認申請書等の提出方法等（電子入札システムによりがたい場合のみ）

ア 競争参加資格確認申請書、技術資料及びその他提出を要する資料の全部について、郵送（書留郵便

に限る。)又は電子メール(画像ファイル)にて送付する場合には、3(3)によりあらかじめ担当部局の承諾を得ること。なお、提出を郵送又は電子メールで行った者は、入札についても郵送又は電子メール(6(6)の方法)によること。

イ 郵送又は電子メールによる場合は、競争参加資格確認資料(別記様式第2号)のほか、競争参加資格確認申請書(別記様式第1号)についても併せて作成し、提出すること。

ウ イのほか、入札公告において、競争参加資格確認申請時に提出を求められている書類についても、併せて郵送又は電子メールにより送付すること。

エ 郵送する場合は、書面(紙媒体)により提出すること。

オ 電子入札システムによる受付締切(同日同時刻)までに担当部局が受領できるよう郵送すること。

カ 提出先は、担当部局とすること。

(3) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(4) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明等を求めることがある。

(5) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

(6) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面は下記とする。

全ての構成員に係る最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27及び第27条の29第1項に基づく通知(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第25号の15))の写し。

総合評定値の請求をしていない構成員にあっては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書(建設業法第27条の25に基づく通知(建設業法施行規則別記様式第25号の13))の写し。

(7) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認の申請日現在を審査基準日として行い(別に定めているものを除く。)、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内(休日を除く。)に回答する(入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認通知書により競争参加資格の確認を受けていなければならない。))。

(8) 特定JVとしての入札参加資格の決定を受けていることに関する要件の審査基準日については、(7)によらず、当該特定JVの競争参加資格を確認するための入札委員会開催日とする。

(9) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、担当部局に対して書面(様式は別に定める。)により行わなければならない。

(10) 受付日時までに申請を行わなかった者及び競争参加資格がないと認められた者は、入札への参加を認めない。

(11) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

6 入札に関する詳細

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより担当部局へ提出することとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、3(3)により担当部局の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出することができる。

(2) 提出書類

ア 入札書（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

イ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(3) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。

(4) 電子入札システムによる入札の場合、受付期間の間に、担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

(5) 3(3)により紙入札（電子メールで提出されるものを含む。）を承諾された者においても、入札公告に示された電子入札システムにおける入札の締切日時を提出期限とし、その期限を過ぎて到達した入札書は受理しない。

(6) 紙入札の方法（3(3)により承諾された者のみ）

ア 郵送の際に用いる封筒は、任意の二重封筒とする。

イ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。

ウ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。

エ 電子メールによる場合は、電子メールの題名に「入札書」と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載すること。また、入札書及び工事費内訳書については、所定の様式に記載したうえで画像ファイル(TIF形式)に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。

パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトまでとなっているので注意すること。）

オ (3)のくじ番号については、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載すること。

なお、くじ番号の記載が無い場合は、「000」とみなす。

カ 提出先は、担当部局とする。

(7) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(8) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (9) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、落札決定後においても契約を締結せず、契約後においては契約を解除することがある。
- (10) 入札執行回数は、1回とする。
- (11) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでの間はいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札公告に示された入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。なお、担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出することができる。
- (12) 期限までに入札書が提出されない場合には、(11)にかかわらず入札を辞退したものとみなす。
- (13) (11)又は(12)により入札を辞退した者においても、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

7 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (3) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書の記載内容に疑問点がある場合は、確認を求めることがある。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。
- (6) Excel形式を使用して作成し、TIF形式の画像データ、又は「提出用ファイル作成ツール」を使用しCSV形式のテキストデータに変換して電子入札システムにより提出する。

8 前払金、中間前払金、部分払

(1) 前払金

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ 入札公告に示された「建設工事の種類」が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

(4) その他

(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

ただし、ゼロ債務負担行為活用工事である場合は、上記によらず、契約初年度の支払限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金、中間前払金及び部分払金の支払請求ができない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 入札書を2通以上提出した場合
- (4) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- (5) 承認を受け紙入札に移行した場合において、委任状を提出しない代理人がした入札の場合
- (6) 担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (7) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (8) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (9) 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。）
- (10) 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合
- (11) 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合
- (12) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合
- (13) 競争参加資格の審査基準日（各入札参加者の競争参加資格確認申請日）の翌日以降、入札執行（開札）予定日までに、競争参加資格を満たさなくなった者のした入札の場合

10 落札者の決定方法等

- (1) 次のア～オのいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（(5)、(6)のいずれかに該当する者を除く。）。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。

イ (2)により算定する評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ウ 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

エ 施工計画の評価が不可でないこと（簡易型の場合に限る。）。

オ 技術提案の評価が不可でないこと（標準型の場合に限る。）。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱

すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（(5)、(6)いずれかに該当する者を除く。）。

- (2) 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下のア、イにより算定する。

ア 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\cdot \text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

イ 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・標準点 100点

・評価点 入札公告で示される「評価項目及び評価基準」における合計とする。

- (3) 事後審査方式の場合、評価については、提出された自己採点表と開札結果をもとに、入札参加者全員の自己採点及び仮の評価値を算出して落札候補者を決定し、開札後に落札候補者のみ自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。電子入札システムにおける評価完了通知書は、仮の評価が完了したことを通知したものであり、技術資料の内容を確認したものではない。

- (4) 落札となるべき同一の評価値となった者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、発注者の求める資料を提出しなければならない。なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下のア～エの要件（数値的判断基準）を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

ア 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）

イ 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

ウ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

エ 一般管理費（契約保証費を含む。）は、設計金額の30%以上であること。

- (7) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

11 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的

に紙入札に変更するものとする。

12 入札に関連する様式等

- (1) 入札公告と併せて入札情報サービスに掲載するので、必要に応じダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibarakig.jp/ppi.html>

- (2) ダウンロードできる書類

書 類	関連条項
ア (様式) 紙入札方式参加承諾願・紙入札方式移行承諾願	3 (3)
イ (様式) 主任(監理)技術者重複申請調書	5 (11)
ウ (様式) 競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書	5 (7)
エ 郵送又は電子メールによる書面の提出方法について	6 (6)
オ (様式) 辞退届	6 (11)
カ 工事費内訳書の作成について	7 (1)
キ 低入札価格調査に係る要領等	低入札調査関連

13 その他

- (1) 落札者において、落札決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は契約を結ばない。また、契約後においては契約を解除する場合がある。

- (2) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、競争参加資格として示した要件(資格)を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

- (3) 提出された申請書等は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (6) 入札公告及び本公告における「休日」とは、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日をいう。
- (7) 入札公告及び本公告における「竣工」とは、工事目的物の全てを発注者に対し引渡した状態をいう。
- (8) 入札公告で示された「建設工事の種類」が、土木一式工事(プレストレストコンクリート工事を含む。)、建築一式工事、鋼構造物工事(鋼橋上部工事を含む。))のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則様式第2号)の規定に関わらず、現場代理人と主任(監理)技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県農林水産部発注工事において、入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時

点で施工中の工事に関して、特定ＪＶの構成員のうち１者でも以下のア～エのいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする（現場代理人とも別である者の配置を求めることを意味する。）。

ア ６５点未満の工事成績評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関した指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

- (9) 総合評価方式における技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 各構成員に係る茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定及び建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）への登載に関する入札参加資格審査及び競争参加資格確認については、２年ごとに行っている名簿の切替時で、切替後に競争参加資格確認申請の締切が到来するものは、切替前の入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載を以って行う。
- (11) 建設業法第２６条第２項の規定に基づき監理技術者を配置する場合は、原則として代表構成員から１名を設置するものとし、その他の構成員からは主任技術者として配置するものとする。

【各種提出資料の提出時期（参考）】

[特定JV対象工事]

※：標準的な提出時期をまとめたものであり、詳細については入札公告を確認すること。

茨城県農林水産部

書 類	提出時期	
	一般競争入札又は 総合評価一般競争入札 （事前審査方式）	総合評価一般競争入札 （事後審査方式）
・建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）（3部） ・特定建設工事共同企業体協定書（3部） ・配置予定技術者の資格者証等の写し、雇用関係を証する書類 等（1部） ・返信用封筒（1通） 【いずれも、書留郵便により提出】	入札公告において指定された申請期間内に提出（＝参加申請時）	
競争参加資格確認資料（別記様式第2号）	参加申請時	
主任（監理）技術者重複申請書	参加申請時（重複申請する場合のみ）	
技術資料（総合評価関連）	参加申請時	
競争参加資格の裏付資料（※1）	参加申請時	
工事費内訳書	入札時	
入札価格に関する誓約書	入札時	
低入札に係る調査表又は低入札価格調査辞退届出 【書留郵便で提出】	開札後（書留等で提出） （調査基準価格を下回る額で入札したもの）	開札後（書留等で提出） （調査基準価格を下回る額で入札したもの）
経審結果（※2）	参加申請時	

※1：企業の施工実績・技術者の施工経験を証する書類（コリンズ等）

※2：経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 等

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

(別記様式第1号) (その1) 単体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料（別記様式第2号）
- 2 競争参加資格の裏付資料（入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ）

(注) この様式は、電子入札システムにより申請書を提出しない場合にのみ使用すること。

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

(別記様式第 1 号) (その 2) 経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

名称 (経常又は特定) 建設(工事) 共同企業体

代表構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 (別記様式第 2 号)
- 2 競争参加資格の裏付資料 (入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ)

(注) この様式は、電子入札システムにより申請書を提出しない場合にのみ使用すること。

競争参加資格確認資料

入札希望 工事名 :

工事場所 :

商号又は名称

(1) 対象工事に係る総合点数		点		
(2) 対象工事に係る年間平均完成工事高		億円		
同種又は類似工事 施工実績	工事名			
	工事場所			
	発注者名			
	契約金額			
	工 期			
	受注形態	単体・経常JV(出資比率)・特定JV(出資比率)		
	構造形式			
	規模・寸法			
	使用機材・数量			
	その他 特記事項			
(4) 県工事の 施工実績	工事名	契約金額		
	工事場所	工期 年 月～ 年 月		
(5) 技術者の 資格・経 験	現住所		氏名	年齢
	所属会社・勤務課所			
	資格(名称・取得年・登録番号)			
	営業所技術者等であるか			(該当) 有・無
	経營業務の管理責任者であるか			(該当) 有・無
	工 事 経 歴 の 概 要	工事名	発注者名	
		工事場所	契約金額	
		工期 年 月～ 年 月	当時の役職	
		工事内容		
	(6) 建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)の所在地			
(7) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く)			(該当) 有・無	
(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か			(該当) 有・無	
(9) 対象工事に係る許可の種類			特・般	
(10)				

この書類の記載責任者・連絡先

商 号 :

氏名(ふりがな) :

所 属 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

E - m a i l :

(別記様式第2号)(2/2面)(その1)

作成要領(単体及び経常JV用)

- 1 1/2面(1)～(6)には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。(競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 入札公告に示された時期、方法により、次の(1)～(4)の書類(競争参加資格の裏付け資料)を提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

(1) 施工実績の確認に要する書類

コリンズ(工事実績情報システム)に登録された当該工事の登録内容確認書(以下「登録 内容確認書」という。)又は契約書(又はこれに準ずるもの)の写し

* 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

* 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。(2)において同じ。)

(2) 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

- ・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
- ・ 登録内容確認書

(3) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等)

* 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(4) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの)。

- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

- 5 この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

- 6 電子入札による場合には、この様式(1/2面)及び添付書類を電子ファイルとして提出すること。

ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合又は電子ファイルの作成が困難な場合には、その全てを紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

この様式(表面)及び添付書類を郵送又は電子メールにより提出する場合、次の内容を記載した電子ファイルを申請書に添えて電子入札システムにより提出すること。

- (1) 郵送等により送付する旨の表示
- (2) 郵送等により送付する書類の目録
- (3) 郵送等により送付する書類のページ数
- (4) 発送(送付)年月日

※ 電子ファイルは、画像データ(TIF形式)又はテキストデータ(TXT形式)で作成すること。

(別記様式第2号)(2/2面)(その2)

作成要領(特定JV用)

- 1 1/2面(1)～(6)には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。(競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 次の書類(競争参加資格の裏付け資料)について、(1)及び(2)については本確認書と併せて、(3)については入札時に提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。
(注: 配置予定技術者の資格者証、監理技術者証等については、建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体用)と併せて提出すること。)

(1) 施工実績の確認に要する書類

コリンズ(工事实績情報システム)に登録された当該工事の登録内容確認書(以下「登録 内容確認書」という。)又は契約書(又はこれに準ずるもの)の写し

* 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

* 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。(2)において同じ。)

(2) 配置予定技術者の施工経験の確認に要する書類

・登録内容確認書

(3) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るもの)。

- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。
- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。
- 5 この確認資料は、すべての構成員について作成すること。
- 6 紙入札方式を承認された者を除き、この様式(1/2面)及び添付書類を電子ファイルとして提出すること。

ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合又は電子ファイルの作成が困難な場合には、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

この様式(表面)及び添付書類を郵送又は電子メールにより提出する場合、次の内容を記載した電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。

- (1) 郵送等により送付する旨の表示
- (2) 郵送等により送付する書類の目録
- (3) 郵送等により送付する書類のページ数
- (4) 発送(送付)年月日

※ 電子ファイルは、画像データ(TIF形式)又はテキストデータ(TXT形式)で作成すること。

[評価項目及び評価基準]

[工事番号・工事名] ○○○○第××-××-××××-××××号 ○○○○○○○○工事

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	点		
イ 企業の施工実績	点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	点		
エ 配置予定技術者の保有資格	点		
オ 優秀主任（監理）技術者表彰の受賞	点		
カ ICT 施工技術の活用	点		
キ 週休2日制工事の施工実績	点		
ク 災害協定に基づく地域貢献の実績	点		
ケ 防疫業務の実績	点		
コ 地域活動（ボランティア）の実績	点		
サ 地域内拠点の有無	点		

シ 県内下請負の選定計画	点		
ス 企業の新規雇用実績	点		
セ 若手又は女性技術者の配置	点		
ソ 登録基幹技能者の配置	点		
タ 災害時の基礎的事業継続力の認定	点		
合 計	点		

【適宜、加除・修正すること。】

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

(別添様式)

年 月 日

専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書
(省令^{※1} 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書)

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
建設業者	名称 (イ ^{※2})				
	所在地 (イ)				
主任技術者又は 監理技術者 (営業所 技術者又は特定営業所技 術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)				※17 条の 5 の場合のみ記載
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	
建設工事 1	工事名称 (ニ(1))				
	工事現場所在地 (ニ(1))				
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称			※17 条の 5 の場合のみ記載
		所在地			※上記所属営業所と同じである必要
	建設工事の内容 (ニ(2))				※法別表第 1 上段のどれか
	請負代金の額 (ニ(3))				※1 億円未満 (建築一式工事の場合は 2 億円未満) である必要
	移動時間 (ニ(4))				※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内である必要
	下請次数 (ニ(5))				※3 次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認 方法 (ニ(7))				
	情報通信機器 (ニ(8))				
	連絡員 (ニ(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築 一式工事の場合に記載 ※実務の経験は 1 年以上 である必要	工事名称	期間	
			年 月 ～	年 月	
			年 月 ～	年 月	
		合計	年 月		
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))				
	所在地 (ニ(1))				
	建設工事の内容 (ニ(2))				※法別表第 1 上段のどれか
	請負代金の額 (ニ(3))				※1 億円未満 (建築一式工事の場合は 2 億円未満) である必要
	移動時間 (ニ(4))				※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以内である必要
	下請次数 (ニ(5))				※3 次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認 方法 (ニ(7))				
	情報通信機器 (ニ(8))				
	連絡員 (ニ(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築 一式工事の場合に記載 ※実務の経験は 1 年以上 である必要	工事名称	期間	
				年 月 ～	年 月
				年 月 ～	年 月
		合計	年 月		

※1：建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）

※2：省令（17 条の 2 第 1 項第 5 号又は省令 17 条の 5 第 1 項第 5 号）の該当する号等、他同じ

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

(別添様式)

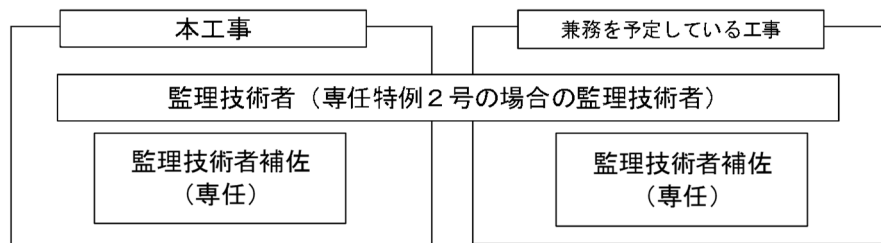
専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置に関する届出書

年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。



専任特例 2 号の場合の 監理技術者		氏名	
本 工 事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所	氏名 年齢
		所属会社・勤務箇所	
		営業所技術者等であるか	(該当) 有 ・ 無
		経營業務の管理責任者であるか	(該当) 有 ・ 無
	監理技術者補佐の要件 1 又は 2 を満たすこと	1 一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		① 一級施工管理技士補 名称（検定種目）・取得年・登録番号：	
		② 主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格（名称・取得年・登録番号）： 実務経験：	
監理技術者補佐の雇用 関係	監理技術者補佐は受注者と 3 か月以上の雇用関係がある ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等で確認		
監理技術者補佐が行う 業務内容			
兼 務 を 予 定 し て い る 工 事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	(該当) 有 ・ 無	
	工期		
監理技術者補佐の氏名			

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

(別添様式)

工期の始期日通知書

年 月 日

(発注者) 殿

住所
商号又は名称
氏名

茨城県農林水産部建設工事余裕期間制度試行要領第5条第5項に基づき、次のとおり工期の始期日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※契約締結までに提出すること。

※官公庁の休日（土日・祝祭日・年末年始休暇等）を、工期の始期日としないこと。

※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

【余裕期間設定工事（任意着手方式）の場合に、本表を添付すること。】

本件責任者：氏名	連絡先
担 当 者：氏名	連絡先

別添様式 2

誓 約 書

当共同企業体が行う 工事に係る入札について
は、当共同企業体の各構成員が合意のうえ決定した入札価格によるものであるこ
とを誓約いたします。

なお、この誓約書の内容に相違があるときは、落札決定の取消し、茨城県建設
工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の処分があることを承知
しております。

年 月 日

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所
商 号
代表取締役

構成員

住 所
商 号
代表取締役

構成員

住 所
商 号
代表取締役

別記 8 標準公告例

入 札 公 告 （電子入札）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達 は、1994 年 4 月 15 日 マラケシュ で作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

年 月 日

茨城県知事

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県農林水産部〇〇課〇〇担当

電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail 〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札対象工事

(1) 工事名（工事番号）（電子入札対象案件）

(2) 工事場所

(3) 工事概要

（規模、構造、工法等を記載すること。）

(4) 工 期 〇〇日間

(5) 建設工事の種類（業種区分）

(6) 総合評価方式の適用

本工事は、施工実績等に加え、〇〇に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）の工事である。

(7) 本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（全てを満たすこと）

(1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格を受けている者であること。

(2) 構成員数は、__ 者とする。

(3) 構成員の出資比率の下限は__ %、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

(4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成でないこと。

(5) 特定建設工事共同企業体全ての構成員に必要な資格は、次のとおりとする。

(7) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (オ) （2(5)に掲げる建設工事の種類） 工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (カ) （2(5)に掲げる建設工事の種類） 工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
 - (キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者 **又は受託者** と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (ク)（その他の資格要件）
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) （2(5)に掲げる建設工事の種類） 工事について、（ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登録された経営事項評価点数が、 点以上の者であること。
 - (イ) （同種の工事の内容を詳細に） 工事のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
 - (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ①（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（2(5)に掲げる建設工事の種類） について、建設業法第26条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ （発注者名） の発注した （同種又は類似工の工事の内容を詳細に） 工事のうち、 年 月 日から 年 月 日までの期間に竣工した工事を、元請の （主任（監理）技術者、現場代理人等、詳細に） として施工した経験を有する者であること。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
 - ⑥ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
 - ⑦ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項第2号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

- ⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

（総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）

- (7) 代表構成員以外の構成員(その１)は、次の基準を満たす者であること。

(7) ２(5)に掲げる建設工事の種類 工事について、(年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、____点以上の者であること。

- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(２(5)に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第２６条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経営業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

- (8) 代表構成員以外の構成員(その２)は、次の基準を満たす者であること。

(7) ２(5)に掲げる建設工事の種類 工事について、(年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、____点以上の者であること。

- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(２(5)に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第２６条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。

- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) いばらき電子入札共同利用 入札情報サービス

- (7) 期間 ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）まで
- (4) URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (9) 交付方法 ダウンロードによる

(2) 公共事業情報センター

- (7) 期間 ○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで
（正午から13時を除く。）
- (4) 閲覧方法 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階
- (9) 交付方法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

【設計図書の購入による配布を行う場合には別途記載すること。】

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法

郵送による（書留郵便に限る。）。

(2) 提出先

1の担当部局

(3) 申請期間

○年○月○日（ ） 9時00分 から
○年○月○日（ ） 17時00分 まで
（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(4) 提出書類

- (7) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）○部
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書 ○部
- (9) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）各

○部

* 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(イ) 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 ○通

(オ) 返信用封筒（(ア)～(イ)に掲げる書類各○部を返送するのに必要な切手を貼付すること）

6 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（入札説明書別記様式第6号。以下「資料」という。）の提出期間及び場所

(1) 提出期間

○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）（休日を除く。）

いずれも○時から○時まで（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(2) 場所

1の担当部局

7 入札手続き等

(1) 入札期間

受付開始：○年○月○日（ ）9時00分

締切り：○年○月○日（ ）17時00分（必着）

※休日は入札を受け付けない。

（電子入札システム及び郵便並びに電子メールによる入札の場合は、入札書の受領期限を入札・開札の日の前日（前日が休日である場合は、直前の開庁日）とし、受領期限の日が公告の日から40日以上で設定すること。（ただし、急を要する場合は10日以上））

(2) 入札金額

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(3) 入札時の添付書類

(ア) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出すること）。

なお、工事費内訳書に**法材料費、労務費、現場労働者に関する法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の法定の事業主負担額）、安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）及び建退共掛金**（該当する金額を記入）

円J）を必ず記載すること。

※：Excel形式を使用するものとし、TIF形式ファイルに変換して提出する。

(イ) 該当する場合は、(4)の調査票（郵送（書留に限る。）等により提出）。

(4) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出

(7) 入札に際し、2(6)に示す予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額）の92%（1万円未満切捨て）未満に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）で入札しようとする者は、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（⑬～⑮の資料の提出は任意）。

(4) (7)の場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。

(ウ) (7)の提出方法については、原則郵送（書留に限る。）により、(6)に示す開札日の前日まで1の担当部局に到着するよう送付すること。

(5) 開札の日時(予定)

年 月 日 () 午前 時 分から

(6) 場所

〇〇

(7) 入札方法

電子入札システムにより、又は書面を直接持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとし、ファクシミリ等による入札は認めない。（持参及び郵送並びに電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限り。）

(8) 予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む。）

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金

納付。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(12) 調査基準価格

設定する。

設定しない。

(13) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(14) 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。

(15) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数

(技術評価点)を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする((イ)、(オ)のいずれかに該当する者を除く。))。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること(有効な入札に限る。))。
- (イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- (ウ) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。
- (エ) 施工計画の評価が不可でないこと(簡易型の場合に限る。))。
- (オ) 技術提案の評価が不可でないこと(標準型の場合に限る。))。

ただし、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、上記によらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

- ① 直接工事費は、設計金額の90%以上(機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上)であること。(直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。))
- ② 共通仮設費(積上分+率計上分)は、設計金額の80%以上であること。
- ③ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。
- ④ 一般管理費(契約保証費を含む。))は、設計金額の30%以上であること。

(16) 契約書の要否

要

8 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項に規定する議会の議決を要する。なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

9 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記3(5)(イ)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記5、6により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送(書留郵便に限る。)により行うものとする。((1)の提出期限日までの消印有効)

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部〇〇課 〇〇担当

電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

10 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

11 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

(5) 資料作成説明会を行う。（実施する場合のみ）

(6) 資料のヒアリングを行う。（実施する場合のみ）

(7) 現場説明会は行わない。

(8) 2(5)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第2号）の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県農林水産部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

① 65点未満の工事成績評定を通知された者。

② 発注者から施工中又は施工後において、建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

12 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

(2) Subject matter of the contract:

(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

(4) Time-limit for the submission of tenders :

(5) Contact point for tender documentation :

【※ 標準公告例の競争参加資格要件等については、工事の規模や技術的難易度を考慮し、入札委員会に諮り適宜追加変更ができる。】

【※ 標準公告例は特定 JV（３者）・総合評価方式の事前審査方式の場合であり、それ以外の場合では修正が必要となるので、注意すること】

（公告時には，【 】で囲んだ部分は，削除すること。）

別記 9 標準入札説明書例

入札説明書（電子入札）

茨城県の〇〇〇〇工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 〇年〇月〇日

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県農林水産部〇〇課〇〇担当

電話 〇 2 9 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

F A X 〇 2 9 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

E-mail 〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札対象工事内容等

(1) 工事名（工事番号） 〇〇〇〇建設工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 茨城県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

(3) 工事概要

(4) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(5) 工期 日間

(6) 建設工事の種類（業種区分）

(7) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事は、施工実績等に加え、〇〇に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（〇〇型）の工事である。

(9) この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) この工事は、競争参加資格確認申請書、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

(11) 本工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

4 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（全てを満たすこと）

(1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格を受けている者であること。

(2) 構成員数は、__ 者とする。

(3) 構成員の出資比率の下限は__ %、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

(4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成でないこと。

(5) 特定建設工事共同企業体全ての構成員に必要な資格は、次のとおりとする。

(7) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (オ) （3(6)に掲げる建設工事の種類） 工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (カ) （3(6)に掲げる建設工事の種類） 工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
 - (キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者 **又は受託者** と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (ク)（その他の資格要件）
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- (7) （3(6)に掲げる建設工事の種類） 工事について、（ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、 点以上の者であること。
 - (イ) （同種の工事の内容を詳細に） 工事のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
 - (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ①（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（3(6)に掲げる建設工事の種類） について、建設業法第26条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ （発注者名） の発注した （同種又は類似工事の工事の内容を詳細に） 工事のうち、 年 月 日から 年 月 日までの期間に竣工した工事を、元請の （主任（監理）技術者、現場代理人等、詳細に） として施工した経験を有する者であること。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
 - ⑥ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
 - ⑦ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項第2号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

- ⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

（総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第４号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）

- (7) 代表構成員以外の構成員(その１)は、次の基準を満たす者であること。

(7) 3 (6) に掲げる建設工事の種類 工事について、(年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、____点以上の者であること。

- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(3 (6) に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第２６条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。

⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。

⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

- (8) 代表構成員以外の構成員(その２)は、次の基準を満たす者であること。

(7) 3 (6) に掲げる建設工事の種類 工事について、(年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、____点以上の者であること。

- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① (代表的な資格の名称) の資格を有する等、(3 (6) に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第２６条に規定する主任技術者（国家資格を有する者に限る。）又は監理技術者になり得る者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。

- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 4(5)(イ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・ ○○○○株式会社

- (2) 4(5)(イ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

- (ア) ○○○○株式会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

- (イ) 建設業者の代表権を有する役員が○○○○株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 入札等の手続き

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするもの（の代表構成員）は、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。

6-2 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法

郵送による（書留郵便に限る。）

(2) 提出先

2の担当部局

(3) 申請期間

○年○月○日（ ） 9時00分 から

○年○月○日（ ） 17時00分 まで

(ただし、持参による場合には、正午から１３時を除く。)

(4) 提出書類

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）○部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 ○部

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）各○部

＊ 健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 ○通

(オ) 返信用封筒（(ア)～(エ)に掲げる書類各○部を返送するのに必要な切手を貼付すること）

7 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）として、競争参加資格確認資料（別記様式第６号。以下「資料」という。）、総合評価方式に係る技術資料（以下「技術資料」という。）、経営事項審査を受審したことを証する書面及び電子契約用メールアドレス確認書を次により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(ア) 提出期限

○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）までの毎日（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

○○時から○○時まで（ただし、持参による場合には、正午から１３時を除く。）

(イ) 提出場所

2の担当部局

(ウ) 提出方法

申請書、資料及び電子契約用メールアドレス確認書は電子入札システムにより行うものとする。それ以外の資料については、郵送（書留郵便に限る。）により行うものとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が２メガバイト以内）は電子入札システムにより提出して差し支えない。担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

(エ) 郵送による場合の留意事項

- ・ 郵送の場合においては、①郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送（送付）年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。
- ・ 電子ファイルの作成基準は、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。

- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（６－２（４）（イ）において同じ。）

(オ) 電子メールによる場合の留意事項

原則として電子入札システムに登録されているアドレスから送付するものとし、次のとおりとする。

- ・ 電子メール題名に「入札書」と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、６－２（４）の書類を画像ファイル（TIF形式）に変換し、パスワードを設定した上で、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は１０メガバイトとなっているので、注意すること。）

(2) 申請書は、持参又は郵送若しくは電子メールにて送付する場合には、別記様式第１号により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。なお、４（６）（イ）の同種の工事の施工実績及び４（６）（ウ）④の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、競争参加資格要件において指定された期間中に引き渡しが進んでいるものについて記載すること。

(ア) 同種の工事の施工実績

４（６）（イ）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式第６号に記載すること。

(イ) 配置予定の技術者の資格・経験

４（６）（ウ）、４（７）（イ）、４（８）（イ）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を別記様式第６号に記載すること。

(ウ) その他の資格等

４（５）（ウ）に掲げる会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされているか又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされているか否か等について、別記様式第６号に記載すること。

(エ) 施工計画（施工計画審査型の場合のみ）

４（５）（ウ）に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見を別記様式第７号に記載すること。

(オ) 競争参加資格の裏付資料（競争参加資格として付されていない条件に係るものは除く。）

次の裏付資料を提出すること。

- ・ (ア)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、「コリンズ（工事実績情報システム）」に登録された当該工事の登録内容確認書（竣工時のものに限る。）等（契約書の写しの場合は、工事名、金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分のみでよい。）
- ・ (イ)の同種の工事の施工経験として記載した工事に係る「コリンズ（工事実績情報システム）」の登録内容確認書（竣工時のものに限る。）等
- ・ (イ)の配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・ (イ)の配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技

術者として配置しようとする場合のみ)

- ・ (イ) の配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料 (健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書等の写し)

＊ 健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(カ) 経営事項審査を受審したことを証する書面

- ・ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (建設業法第 27 条の 27 第 1 項及び第 27 条の 29 第 1 項に基づく通知 (建設業法施行規則別記様式第 25 号の 15)) の写し (共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。)

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書 (建設業法第 27 条の 25 第 1 項に基づく通知 (建設業法施行規則別記様式第 25 号の 13)) の写し

(キ) 電子契約用メールアドレス確認書

代表構成員について作成し、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。

(4) 配置予定技術者の重複申請

同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、19 (8) において、本工事の落札者と同一構成の特定JVが入札に参加できないとされている工事又は落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加できないとされている工事がある場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

- (7) この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任 (監理) 技術者重複申請書を提出すること ((3) と併せて申請 (提出) すること)。

- (イ) 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書 (以下「取下げ書」という。) を開札日時までに提出すること (紙媒体 (※) により提出すること)。

- (ウ) (イ) の提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール (画像ファイル) による提出についても可とする。

(5) 資料作成説明会 (資料作成説明会を実施する場合のみ)

資料作成説明会を次の要領で行う。

(7) 日時

○年○月○日 () ○○時から○○時

(イ) 場所

(ウ) 参加申込方法

資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面 (様式は自由) により申込先へ持参、郵送

(書留郵便に限る。)又はファクシミリ若しくは電子メールにより申し込むものとする。

(イ) 申込先

2に同じ

(6) 資料のヒアリング(資料のヒアリングを実施する場合のみ)

資料のヒアリングを次の要領で行う。

(ア) 日時

○年○月○日()から○年○月○日()まで

(イ) 場所

(ウ) その他

企業別のヒアリングの日は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は○年○月○日までに通知する。

(8) その他

(ア) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(エ) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7-2 総合評価方式に係る技術資料

(1) 7の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために以下の必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表(様式第1号)

イ 工事成績評定評価対象工事資料(様式第2号)

ウ 施工実績評価資料(様式第3号)

エ 配置予定技術者評価資料(様式第4号)

オ 施工計画(様式第5号)

カ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料(様式第6号)

キ 地域活動実績評価資料(様式第7号)

ク 企業の新規雇用実績(様式第14号)

ケ 若手又は女性技術者の配置(様式第15号)

コ 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)

サ 災害時の基礎的事業継続力認定資料(様式第17号)

シ ICT施工技術の活用計画書(様式第18号)

ス 週休2日制工事の施工実績(様式第19号)

セ 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料(様式第20号)

【適宜、加除・修正すること。】

【各様式を添付し、参加者に示すこと。】

(2) 提出された技術資料の変更は認めない。

(3) 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。

(4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

(5) 提出方法、提出期間

2の担当部局への郵送による。(書留郵便に限る。)

ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

提出期間は7(1)(7)(必着)とする。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、2の担当部局の課長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、○年○月○日()午後○時まで、書面(様式は自由)を持参して提出することにより説明を求めることができる。

(2) 説明をもとめられたときは、2の担当部局の課長は、○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 現場説明会

現場説明会は行わない。

10 設計図書(発注課所で本書に添付して直接交付しない場合のみ)

設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

(1) 入札情報サービス

URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(設計書・図面・仕様書)は、次の指定印刷店で購入すること。(ネット公表しない場合又は一部について購入させる場合)

(2) 購入期間

年 月 日～ 年 月 日(指定印刷店の休日を除く。)

(3) 購入先

指定印刷店 住 所
商号又は名称
電話番号
FAX番号

(4) 公共事業情報センター

(ア) 期 間 ○年○月○日から○年○月○日まで(休日を除く)

いずれも9時から(水曜日のみ10時から)16時まで
(正午から13時までを除く)

(イ) 閲覧場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階

(ウ) 方 法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

11 仕様書に対する質問

(1) この入札説明書、別冊図面、別冊仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、電子入札システムにより、又は書面(様式は自由)により提出すること。

(ア) 提出期間 : ○年○月○日から○年○月○日まで

(イ) 提出場所 : 2に同じ

(ウ) そ の 他 : 電子入札システムにより提出、又は書面を持参、郵送(書留郵便に限

る。）、ファクシミリ若しくは電子メールで送付することにより提出するものとし、これら以外の方法によるものは受け付けない。

持参する場合は、(7)の提出期間のうち休日を除く日の午前〇時から午後〇時まで（ただし、正午から１３時を除く。）に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(7) 期間 : 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までのうち休日を除く日の午前〇時から午後〇時まで。（ただし、正午から１３時を除く。）

(4) 場所 : 電子入札システム、又は茨城県公共事業情報センター（茨城県水戸市笠原町９７８番６ 茨城県庁行政棟１階）

12 入札・開札の日時及び場所等

(1) 日 時 : 〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇分から

(2) 場 所 : 茨城県水戸市笠原町９７８番６
茨城県庁入札室（茨城県庁行政棟１階）

(3) その他 : 入札の執行に当たっては、競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

13 予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む。）

14 入札方法等

(1) 電子入札システムにより、又は入札書を直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）若しくは電子メールにより行うものとし、ファクシミリ等による入札は認めない。（持参及び郵便・電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）

(7) 電子入札システムによる入札の場合は、〇年〇月〇日（ ）から〇年〇月〇日（ ）（いずれも〇時から〇時まで）の間に２に掲げる担当部局の使用する電子計算機に備えられたファイルに情報が記録されなければならない。

(4) 郵便又は電子メールによる入札の場合は、（別に定める方法）で〇年〇月〇日までに２に掲げる担当部局に入札書が到達しなければならない。

(5) 持参による入札の場合は、12に掲げる日時及び場所に直接持参しなければならない。

（入札書が到達しなければならない日は、公告の日から４０日未満とならない日で、入札・開札の日の前日（前日が休日の場合は、公告の日から４０日未満とならない直前の開庁日）を指定する。（ただし、急を要する場合は１０日未満とならない日））

(2) 提出書類

(7) 入札書（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第１号）

(4) 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(5) 入札価格に関する誓約書（別添様式）（郵送（書留に限る。）又は電子メールにより提出）

(3) くじ番号

入札書にくじ番号（３桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールを含む。）による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の３桁の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「〇〇〇」とみなす。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を

加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。電子入札システムによる場合には、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(6) 入札執行回数は、1 回とする。

(7) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、(1) (7) の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。2 の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

15 入札保証金

免除する。

16 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

電子入札システム又は郵送若しくは電子メールにより入札に参加する者は、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を（別に定める方法で）送付するものとし、持参により入札に参加する者は、入札書とともに提出するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は（別に定める様式を具体的に）とする。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

(6) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、入札に際し、予定価格（消費税及び地方消費税を除いた額）の 92%（1 万円未満切捨て）未満に相当する額（消費税及び地方消費税を除いた額）で入札しようとする者は、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領第 6 条第 1 項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める。（ただし、⑬～⑮の資料の提出は任意とする。）（提出方法については、7 (1) に準ずる。）

なお、この場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。

17 開札

開札は、12 に掲げる日時及び場所において行う。電子入札のため、入札者又はその代理人の立会いは行わない。なお、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

18 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落

札決定を取り消す。

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札

- (ア) 入札について不正の行為があった場合
- (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (ウ) 入札書が指定の入札日時までに到達しない場合
- (エ) 入札書を2通以上提出した場合
- (オ) 他の代理を兼ね又は二人以上の代理をした場合
- (カ) 代理人が委任状を持参しない場合
- (キ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者のうち、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止を受けた者のした入札

(4) 入札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札

(5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (ア) 電子入札による場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行なうこと。）
- (イ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (ウ) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

19 落札者の決定方法

(1) 次の(ア)～(オ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（(エ)、(オ)のいずれかに該当する者を除く。）。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。
- (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- (ウ) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。
- (エ) 施工計画の評価が不可でないこと（簡易型の場合に限る。）。
- (オ) 技術提案の評価が不可でないこと（標準型の場合に限る。）。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（(エ)～(オ)のいずれかに該当する者を除く）。

(2) 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の(ア)、(イ)により算定する。

(ア) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\cdot \text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

(1) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・標準点 100点

・評価点「評価項目及び評価基準」における合計とする。

(3) 施工計画（簡易型の場合のみ）、技術提案（標準型の場合のみ）の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。

(4) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)によらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

① 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）

② 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

③ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

④ 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の30%以上であること。

(5) 落札となるべき同一の金額の入札をした者が2人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

(6) 入札結果は、落札後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより連絡する。郵送又は電子メールにより入札した者は、郵送又はファクシミリにより連絡する。

(7) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、(4)に示す調査の一環としての要件を満たしている者に対し、農林水産部低入札価格調査制度実施運営要領第6条第1項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。

提出方法については、原則郵送（書留に限る。）とするが、担当部局の了解を得た場合に限り、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。

なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

(8) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限については、下記の通りとする。

(ア) 本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。

①〇〇第〇-〇-〇-〇-〇号 〇〇工事

②〇〇第〇-〇-〇-〇-〇号 〇〇工事

(イ) 本工事に特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定JVをそれぞれ結成する場合に限り、(ア)に示すその他の

工事に対しても、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。

- (ウ) (7)に示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一構成の特定JVは、同日に実施されるその後の分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。

【とりおり案件の場合に記載する。】

20 契約保証金

納付するものとする。ただし、担保としての利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

21 調査基準価格

設定する。

設定しない。

22 手続における交渉の有無

無

23 契約書作成の要否等

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。
なお、電子契約を希望する場合は、以下によるものとする。

- (1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し（保証事業会社の保証証書等）及び課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）を、落札の通知を受けた日から5日以内（土日及び休日を含まない。）に（契約）課へ電子メールで送付すること。

なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出る
こと。

- (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。

なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。

https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/

24 支払条件

(1) 前払金

- (7) 保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

- (イ) あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ3(6)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みを

した者との契約については、(7)によらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

25 火災保険付保の要否

否（要）

26 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

27 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、茨城県政府調達苦情検討委員会（連絡先：茨城県会計事務局会計管理課 電話 029-301-4822）に対して苦情申立てを行うことができる。

28 関連情報を入手するための窓口

2に同じ

29 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定したものに限る。）も、6により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、4の競争参加資格を満たしていなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。（(1)の提出期限日までの消印有効）

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部〇〇課 〇〇担当

電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

30 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

31 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、建設業法及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）を遵守すること。
- (3) 落札決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「コリンズ（工事実績情報システム）」等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (4) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止になった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。（特定建設工事共同企業体の場合）
 - (ア) 申請期限
○年○月○日（ ） ○○時まで
 - (イ) 提出場所
 - (ウ) 提出書類
 - ① 特定建設工事共同企業体解散届
 - ② 競争参加資格地位承継申請書
 - ③ 新たに結成する特定JVに係る6-2(4)に掲げる書類
 - ④ 新たに結成する特定JVに係る7(1)に掲げる書類
- (5) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 電子ファイルの作成基準その他電子入札システムによる入札手續については、茨城県農林水産部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (8) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
- (9) あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ3(6)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を含む）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する

ときは、建設工事請負契約書の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県農林水産部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者。
 - ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
 - ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
- (10) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、代表構成員にあつては4(6)(ウ)、代表構成員以外の構成員にあつては4(7)(イ)又は4(8)(イ)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

※ 本書に公告及び別記様式のほか次の書面（それぞれ別に定める。）を添えて交付すること。

- (1) 設計書・図面・仕様書
- (2) 契約書（案）
- (3) 工事費内訳書の作成例
- (4) 紙入札方式参加（移行）承諾願
- (5) 郵送及び電子メールによる書面の提出方法について（別記3-1、3-2）
- (6) 入札辞退届（別記4）
- (7) 特定建設工事共同企業体協定書及び記載例（特定建設工事共同企業体の場合に限る。）
- (8) 総合評価方式における「評価項目及び評価基準」
- (9) 電子契約用メールアドレス確認書
- (10) その他関連資料

なお、(1)については、直接交付に代えて指定印刷店で購入させることができる。

【交付時には、太字の部分は、削除すること。】

【※ 標準入札説明書例の競争参加資格要件等については、工事の規模や技術的難易度を考慮し、入札委員会に諮り適宜追加変更ができる。】

【※標準入札説明書例は特定JV（3者）・総合評価方式の事前審査方式の場合であり、それ以外の場合では

修正が必要となるので、注意すること】

(交付時には、【 】で囲んだ部分は、削除すること。)

競争参加資格確認資料

商号又は名称

(1) 対象工事に係る総合点数		点		
同種工事 施工実績	工事名			
	工事場所			
	発注者名			
	契約金額			
	工 期			
	受注形態	単体・経常JV（出資比率）・特定JV（出資比率）		
	構造形式			
	規模・寸法			
	使用機材・数量			
	その他 特記事項			
技術者の 資格・経 験	現住所		氏名	年齢
	所属会社・勤務課所			
	資格（名称・取得年・登録番号）			
	工事 経 歴 の 概 要	工事名	発注者名	
		工事場所	契約金額	
		工期	年 月～ 年 月	当時の役職
工事内容				
(4) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）				(該当) 有・無
(5) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か				(該当) 有・無
(6) 対象工事に係る許可の種類				特・般
(参考) 対象工事に係る最新の総合評価値通知書の審査基準日				年 月 日

この書類の記載責任者・連絡先

商号：

氏名（ふりがな）：

所属：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

作成要領

- 1 (1) から (3) までは、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。(競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 (2) 同種工事施工実績には、工事が完成し、入札公告、入札説明書において明示された期間に引渡しが済んでいるものについて記載すること。
- 3 (4) から (6) までの右欄には、該当するものに○印を付すること。
- 4 共同企業体の場合は、すべての構成員についてこの資料を作成すること。
- 5 電子入札による場合には、この様式(1/2面)及び添付書類を電子ファイルとして提出すること。

ただし、作成した電子ファイルの容量の合計が2メガバイトを超える場合又は電子ファイルの作成が困難な場合には、その全てを紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

この様式(1/2面)及び添付書類を郵送又は電子メールにより提出する場合、次の内容を記載した電子ファイルを申請書に添えて電子入札システムにより提出すること。

- (ア) 郵送等により送付する旨の表示
- (イ) 郵送等により送付する書類の目録
- (ロ) 郵送等により送付する書類のページ数
- (ハ) 発送(送付)年月日

(別記様式第7号)

施工計画

会社名：_____

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
地形・地質条件、設計条件等に対する技術的所見	
仮設備計画	
本体工事施工計画	
安全対策	
環境対策	
機械設備計画	
その他	

(注) 項目は、必要に応じ適宜修正して使用すること。

(入札説明書明示の際は、この項目は削除すること。)